

# 二三四五 通信

ふたみしんご

日本共産党  
府中町議会議員  
ふたみ伸吾

2017年  
9月議会・12月議会



法政大学の後輩、後藤まさみさんが昨年川崎市議補選に立候補し、その応援にかけつけました。隣は、2人区（北多摩4区）の都議選で勝利した原のり子さん。彼女も大学の後輩です。（2017年9月30日 撮影：長島可純さん）

## CONTENTS

府中町 待機児童の解消に向けて（第5回定例会一般質問）	2
町営住宅の建設について（第4回定例会一般質問）	21
財政調整基金を活用して暮らし・福祉に（平成28年度決算についての意見表明）	30
なんとかしたい！南小のトイレ（第7回総務文教委員会・現地踏査）	34
とってもおいしい学校給食（第7回総務文教委員会・現地踏査）	36
就学援助制度の充実を（第5回総務文教委員会）	39

# 府中町 待機児童の解消に向けて

府中町議会 第 5 回定例会一般質問 2017 年 12 月 19 日

(保育所等待機児童数及び保育所等利用率の推移)

グラフ 1



厚労省「保育所等関連状況取りまとめ(平成 29 年 4 月 1 日)」より

## 1. 待機児童問題とはなにか

### ● 増え続ける待機児童

府中町における待機児童解消について質問いたします。

1990 年代半ばから都市部を中心に、希望しても保育園に入れない「待機児童」が増えてきました。グラフ 1 は 2010 (平成 22) 年から 2017 (平成 29) 年の待機児童の推移を示したものです。待機児童数は 26,275 人から 2014 年には 21,371 人へと減りましたが、2015 年から再び増え、今年 (2017 年、平成 29 年) は 26,081 人となっています。

全国で待機児童が 26,081 人という数字は実態からかけ離れている、実態はもっと多いという声があちこちから聞かれます。

国は 2001 年、自治体が独自に助成する「認可外保育施設」を利用しながら待機している児童は待機児童から除いてよいなど、定義を変えました。この定義変更によって 01 年、3 万 5,144 人 (4 月 1 日時点) だった待機児童数は、2 万 1,201 人と、1 万 3,943 人も減ったことになっています。

実際には待機児童なのに国の基準はあれこれの制限をつけて、待機児童にカウントしないようにしています。

就学前児童のうちどのくらいの児童が保育園を利用しているのかを示す**保育所等利用率**は 2010 年から一貫して増え続け、就学前までの全ての児童で 32.2%(2010 年) から 42.4%(2017 年) と 10.2 ポイント増えました。1,2 歳児では、29.5% (2010 年) から 45.7% (2017 年) と 16.2 ポイント

も伸びています。

このように年々、保育園に預ける子どもも、そして保育園に入れない待機児童も実際には増えているわけです。

広島県内はどうか。県内市町の担当課から聞き取りをしたものをまとめてみました。2015年に改定された国の基準では、待機児の実態はまったく分かりません。顕著に数字にあらわれているのは東広島市ぐらいです。府中町も5人ですから、少し努力すれば待機児童が解消されるように思われます。しかし、今申しましたように、国の待機児童の定義はたいへん厳しいものであり、「保育園に子どもを預けたいけれども預け先がない」ということだけでは待機児童にカウントされません。そのことは各市町も承知していて、ほとんどの市町が2001年までの定義、「申込みをしても入れなかった」子どもの数、保留児童を独自に集計しています。

## 2. 待機児童数は深刻な事態

### ●府中町における待機児童問題

では、わが町府中町の待機児童はどうなっているのでしょうか。

先ほど申しました県内市町の担当課からの聞き取りに、府中市は協力していただ

ませんでした。待機児童が多いと思われる福山市や廿日市市のデータもありません。保留児童数についての考え方も市町で違うようです。知り得た範囲で県内市町と府中町の状況を比較してみます。

実数で見ますと府中町の保留児童数、事実上の待機児童は128人ですが、これは広島市1,185人、東広島市181人について3番目となります。

待機児童数（保留児童）を就学前児童数（0～5歳児：2015年国勢調査）とで割った待機児童比率は、府中町4.08%、三次市1.82%、広島市1.81%。広島市の2倍以上います。世帯数との比較でみてもは府中町0.57%、東広島市0.22%、広島市0.21%で、府中町は突出しています。先ほど述べましたようにデータの無い自治体もありますので暫定ワースト1位といったところでしょうか。少なくとも県内で待機児童問題がそうとう深刻な自治体の一つであることは間違いありません。

### ●保育園が絶対的に不足している

待機児童数は毎月変化しますので、調査する月がたまたま多かったり少なかったりという限界があります。府中町も10月1日には3人に減ったそうです。移ろいゆく待機児童の実態を捉えるために保育所等

【表2】保育所等利用率

70%以上	北広島町	81.1%	安芸太田町	79.6%	庄原市	77.4%				
60%台	江田島市	65.0%	坂町	64.1%	三次市	61.3%				
50%台	神石高原町	59.7%	竹原市	52.3%	福山市	51.9%				
40%台	大竹市	49.0%	世羅町	48.9%	廿日市市	48.5%	東広島市	45.7%	尾道市	45.5%
	三原市	42.9%	広島市	42.7%	熊野町	41.7%	呉市	40.6%		
30%台	府中町	36.0%	海田町	35.8%	大崎上島町	34.9%	安芸高田市	31.2%		

入所児童数÷就学前児童数=保育所等利用率



利用率と保育園充足率という2つの指標を使って考えてみたいと思います。

まず**保育所等利用率**ですが、認可施設である公私立の保育園、認定子ども園、小規模保育所、事業所内保育所に通う子どもの数を足した入所児童数を就学前児童数で割ったもので、就学前の子どものうちどの程度、認可施設に入っているのかが分かります。

府中町は下から4番目、36.0%です。下から安芸高田市31.2%、大崎上島町34.9%、海田町35.8%、そして府中町となります。この1市3町は保育園に通っている子どもが3割台です。

利用率が低い理由は2つ考えられます。一つは保育園に預ける親が少ない。需要がないということです。大崎上島町は定員75人に対して入所児童数は73人で待機児童がゼロです。担当課に聞いたところ、町には3つの幼稚園があり、そちらに行かれる方が多いとのことでした。

もう一つは保育園が足りないので利用率が低い。これが府中町や海田町の場合です。

次に**保育園充足率**です。認可施設の定員合計を就学前児童数で割ったもので、それぞれの市町の子どもの数に比べてどれだけ子どもを受け入れることができるのかを示しています。この充足率が低いのは下から、府中町31.2%、海田町34.0%、大崎上島町35.9%です。就学前の子どもに対して

3割台しか認可施設がない。

高いのは、上から庄原市97.9%、神石高原町95.4%、北広島町86.1%です。保育園充足率が高い市町は、保育所等利用率も高い。利用率は、庄原市77.4%、神石高原町59.7%、北広島町81.1%で、待機児童もいません。利用率の高さは保育園定員数によって支えられている。供給が需要を生んでいるのです。

以上の検討から分かるように、府中町の待機児童は、調査した月がたまたま多かったからでもなく、ましてや、親がここでなければダメだとわがママを言っているから

でもありません。

そのことは町の調査からも裏づけられています。

待機児童128人のうち、特定の園を希望している人が124人、育児休業中で復職が来年

のため、いったん辞退した人が1人、入所後に求職活動を開始しようという人が2人、当初入所できる保育園を辞退し、幼稚園に通いながら待っている人が1人です。特定の園を希望して待っている124人の内訳は、幼稚園および認可外保育園等に通わせながら町内の認可保育園の入所を待っている人が31人。これから仕事を探す人が36人。家でめんどうみている人が57人でそのうちの39人は育児休業中です。(2017年9月1日現在)

幼稚園は保育時間が短い、認可外は保育料が高い。だから認可園に入りたいという



のは当然です。そして、保育園に子どもを預けることができたら仕事をしたいという人がほとんどです。わがままでもなんでもありません。

府中町は就学前の子ども、約3,200人に対してわずか1,000人程度の定員しかない。幼稚園に通っている子どもは約1,100人。あとの1,100人は行くところがありません。

この1,100人のなかには、申込みをしてもどうせ入れないからと諦めてしまっている人たちがいます。申込みをする人はカウントできますが、この人たちがどのくらいいるのかその実数は分かりません。

メディケア生命保険の調査によれば、未就学児の母親の8割強が仕事に就きたいと考えています（「育児休業3年化と待機児童問題に関する意識調査」2013年7月29日）。これを府中町にあてはめてみますと500人ほどの方が就労を希望し、約700人の子どもが「潜在的待機児」とであると推察されます（※）。

※ 3,200人（就学前児童数）－ 2,300人（幼稚園、保育所等利用児童数）=900人

900人÷ 1.69（児童のいる家庭の平均児童数）=533人（就学前児童をもつ母親の数）

533人× 0.8=426人（就労を希望する母親の数）

426人× 1.69（児童のいる家庭の平均児童数）= 720人（推定・潜在待機児童数）

縷々（るる）述べてまいりましたが、要するに人口5万2000人の町として

ふさわしい保育園・保育施設が整備されていない。保育園の絶対数が足りない。ここに待機児童問題が起こる最大の要因があるわけです。

### ●今後も増える保育需要

現在でも保育園・保育施設は足りないわけですが、今後さらにもっと足らなくなります。

2017（平成29）年の全国の保育園利用率は42.4%です。府中町の利用率は36.0%ですが、全国平均なみに利用率があげようとすれば1,330人分の保育園が必要です。現在の認可施設の定員合計は1,000人弱ですから約350人以上不足していることとなります。

しかも、利用率は年々上がっているわけですから、そう遅くない時期に50%に達することになるでしょう。すると、府中町は1,570人が入れるだけの保育施設が求められることになり、590人分が不足します（表3）。

政府は「男女共同参画基本計画」において25～44歳の女性就業率を2014年の70.8%から2020年に77%に引き上げるとしています。そのために必要な保育施設を32万人分整備するとした「子育て安心

【表3】府中町で今後必要とされる保育施設の受入れ人数

	必要数	不足数
利用率42.4%(2017年の全国平均)	1,330	350
利用率50%	1,570	590
「子育てあんしんプラン」 女性就業率77%		
保育所利用率53.6%（政府推計）	1,680	700
保育所利用率66.4%（野村総研推計）	2,080	1,100

プラン」を公表しました。32万人分の整備計画について、2023年時点の女性の就業率を80%、保育の利用率を53.6%として試算。3割近くが保育園に申し込まないことを前提にした試算ですがそれでも必要な保育施設は府中町では1,680人分となり、700人分が足りません。

さきほどの「潜在的待機児」推定数700人と同数ですから、預ける保育園さえ用意すれば、すぐにでも達成できます。

政府の試算に対して野村総合研究所は、女性の就業率77%を達成するためには、88万6000人分の保育施設が必要であるとする別の試算を発表しています（野村総研「政府の助成就業率目標を達成するためにはどの程度の保育の受け皿が必要か」2017年5月29日）。

野村総研と同じ方法（※）で試算すると府中町に必要な保育施設は約2080人分です。あと1,100人分の保育施設をつくらないといけない。

（※）就学前児童数×子育てをしている女性の就業率（73.0%）×（1－共働きでも保育サービスの利用を希望しない児童の割合9.0%）

いずれも他都市から子育て世代が転居してこない場合での推計です。子どもが増えなくても、保育を必要とする子どもの数が増えるのです。

そこでお尋ねします。

①府中町の待機児童数（128人）は、就学前児童数比で深刻な状況にあると考えま

すが、町としてどのようにお考えですか

②今後、府中町の保育需要はますます増え、現状ではとても対応できないと考えられますが、この点についても町の考えをお聞かせ下さい。

◆福祉保健部長 この二つの質問にまとめて答弁させていただきます。

国が定義する待機児童につきましては、毎年4月1日と10月1日現在で、国に報告しておりますが、国に報告しました待機児童数は、10月1日現在で3名でございます。議員ご指摘の「9月1日現在の特定の園を希望している等の理由による潜在的な待機児童数は、128名」であり、町として対策が必要と受け止めております。

ここ数年の保育需要の増大については、女性の社会進出等による共働き家庭の増加等の社会的要因とともに、当町の就学前児童数が微増を続けていることも要因と考えております。

保育所の定員増については、平成27年度からは、5ヶ年計画であります「府中町子ども・子育て支援事業計画」において計画的に進めているところでございます。

しかし、就学前児童数が、「府中町子ども・子育て支援事業計画」策定時の人口推計を上回る結果となっており、今年度、次年度以降の保育需要数の見直しを行い、子ども・子育て会議に諮ったところでございます。今後は、新しい需要数に沿った保育環境の整備を計画し保育事業を実施してまいりたいと考えております。

### 3. 南保育所廃止の経緯について

#### ●なぜ南保育所を廃止したのか

**ふたみ議員** つぎに南保育所の廃止の経緯について伺います。

府中町は、2016年4月に町で唯一の町立保育園である南保育所を閉所いたしました。南保育所の定員は120人です。現在の待機児は128人ですので、南保育所を閉所せず、存続させていたならば、今の時点での待機児童はずっと少なかったはずです。

なぜ南保育所を閉所したのか。2010（平成22）年の府中町議会第1回全員協議会の議事録を読みました。そこに述べられているのは、カネ、カネ、カネの話ばかりです。

「公立として運営した場合と、私立保育所として運営をゆだねた場合に町が負担することとなる運営費を比較した場合には、公営、直営のほうがはるかに多額の経費が必要である」（「議事録」9ページ）

「新設公営の場合には、……200坪で1億9000万円必要となり…全額町負担ということになる」（同10ページ）

「公立の場合は3,651万5,000円、私立に委託した場合には、7,937万1,000円」が国や県から運営費として町に入ってくる（同11ページ）

「町が一般財源で賄う額、これが公立の

場合は1億2,946万4,000円、私立に委託した場合には3,399万5,000円というふうになります。この公・私の町負担の差が9,546万9,000円となる」（同）

議事録を読んでいて情けなく、悲しくなりました。子どもたちのためにという発想は全くない。カネがかからないからという理由で公立保育園を廃止して、民間に委ねてしまう。とても安易な発想です。保育園

園は全国で民営化の嵐が吹きました。今もその流れは止まっていません。府中町はその流れにのって、カネを浮かすためにたった一つしかない町立保育園をなくし

てしまい、たくさんの待機児童をつくりだしてしまいました。しかし、他の市町はどうか。

県内23市町のうち、公立保育園がゼロなのは府中町と坂町と大崎上島町の3つだけです。坂町と大崎上島町には待機児童はいません。20市町は公立保育園を運営しています。

府中町より人口も財政規模も小さな町で、複数の公立保育園を直営で運営している。神石高原町は人口約9,000人で一般会計予算は約92億円です。5つの町立保育園（定員270人）を運営しています。北広島町は人口約1万9,000人、一般会計予算は約144億円。やはり5つの町立保育園（定員180人）を運営している。人口5万2,000人、一般会計予算182億





円（平成28年度は214億円）の府中町が1町立園（定員120人）をなぜ維持できなかったのか。維持しようとしなかったのか。私にはまったく理解できません。

●なぜ私立保育園は「安上がり」なのか

みなさん、公立保育園より私立保育園の方が経費が安いのはなぜでしょうか。私立保育園の方が効率的な運営をしているからか。そうではありません。私立の方が人件費が安いからです。

勤続10年程度で月額3万円、主任保育士になると、勤続年数による違いもありますが10万円ぐらいの開きがあります（表4）。

私は、私立保育園3園を運営する社会福祉法人の理事をしていたことがあり、職員全員の賃金を知っていましたが、園長をはじめ、とても安い。常務理事以外の理事は無報酬で、常務理事の賃金もたいしたことありません。法人として利益を上げているわけでもない。しかし賃上げをはじめとする待遇改善はなかなか難しい。組合か

らの賃上げ要求になんとかして応えようと検討するのですが、なかなか希望に沿えない。それは十分な賃金が払えるほどの運営費収入がないからです。

賃金を含めた待遇の悪さは、保育士不足という別の問題を引き起こしています。

まず保育士の資格をとった人の半分しか保育園に就職しません。そして保育園に就職した人の半数が5年未満で辞めてしまう。職安に求職する保育士資格者の半分は保育士を望まない。資格を持っていても働いていない「潜在保育士」は約80万人いると厚労省は推計しています。

賃金が安いこともさることながら、休暇が少ない、取りにくいといった労働条件の悪さが、保育士が働き続けることを阻んでいるのです。

公立の保育士も他の仕事と比べればそれほど賃金が高いわけではありませんが私立よりは高い。公立保育園を廃止して民営化することは、より劣悪な労働条件へ保育士を追いやり、辞めていく保育士を増やすこととなります。もちろん、公立であっても

も非正規の保育士ではやはり劣悪な労働条件になる。公立保育園は待機児童解消のためにも、非正規雇用をなくさなければなりません。

●公立保育園の役割

公立保育園は、自治体の直営施設として、保育・幼児教育を提供する地域

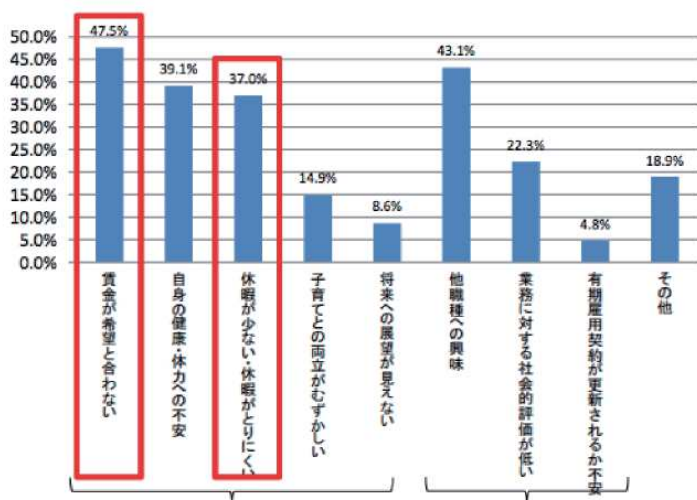
【表4】 【常勤】保育士の平均月収（公立&私立）  
（平成28年 厚生労働省 保育所の経営実態調査結果）

職種	公立		私立	
	平均給与	平均勤続年数	平均給与	平均勤続年数
主任保育士	496,623円	28.2年	383,029円	21.1年
保育士	287,431円	11.8年	255,415円	8.5年



【グラフ2】

【保育士としての就業を希望しない理由】(複数回答)



厚生労働省「主な人手不足職種に関するハローワーク求職者の免許・資格の保有状況（労働市場分析レポート 第3号）」

の標準的な保育水準を維持し、底上げてしていく役割を果たしてきました。地域の保育・子育て支援の中核施設として、さらには市町が地域のすべての乳幼児の状況を把握し、子どもの福祉の向上のために必要な施策を打ち出すための、行政機関の「最前線」としての役割を果たしていくことが求められています。

府中町は、このように重要な役割を果たす町立保育園を廃止してしまいました。冒頭にも述べましたように待機児童問題はすでに1990年代半ばから始まっています。南保育所の廃止について説明のあった全員協議会は2010年ですが、その場でも全国で待機児童が2万4,000人いるということが議員からの質問のなかで紹介されています。しかし、この時点では待機児童問題は府中町にとって「対岸の火事」であったようです。

そして待機児童問題が噴出し、「保育園落ちた日本死ね」というブログが大きな話

題となったのは2016年2月でしたが、その翌月に南保育所は廃止されました。そして今、128人もの事実上の待機児がいます。

そこで、伺います。

③南保育所を存続させてい  
れば128人もの待機児童を出  
さなくてよかったのではない  
ですか。町の見通しは間違っ  
ていたのではないのでしょうか。  
町の考えをお聞かせ下さい。

◆福祉保健部長 子どもたちにより良い環境で保育を受けてもらうためには、老朽化した保育所の建て替等を行い、更なる保育の質の向上を目指す必要があります。しかし、現状では三位一体改革による公立保育所運営や整備費の大幅な財政負担の増加など、現行制度では公立保育所でこれを実現していくことは困難であり、現行制度でこれらを実現していくためには民営化は有効な手段であり、今後の保育需要や社会情勢等から、子どもたちの保育環境の面や本町の財政状況を考えた上で廃止の方針が決定されたものでございました。廃止に至っては、南保育所は、120名定員で保育しておりましたが、保育の混乱を避けるため、ゆるやかな閉園計画を立て、計画に沿って毎年受け入れ児童数を減らし、平成27年度末をもって閉園いたしました。

南保育所の定員をカバーする形で、平成24年度に認定こども園の定員を80名で開園した後、毎年増員し、平成26年度に

は南保育所の定員を上回る 130 名の定員とし、平成 29 年度には 160 名と着実に増員しております。

認定こども園は、南保育所の代替え施設として開園しておりますので、南保育所が存続していたとしても、今と同じように潜在的な待機児童数は発生し入所できないことには変わりありません。潜在的な待機児童と南保育所の閉園は、直接的な関係は無く、今後の保育需要の増大を見越し、新しく認定こども園を開設することで、南保育所以上の定員を確保した当時の町の見通しについては間違いではなかったと考えております。

#### 4. 町の待機児童対策について

##### ●現在の対策では待機児童はなくせない

**ふたみ議員** つぎに町の待機児童対策ですが、第 4 回定例会（9 月議会）における児玉議員の質問に対して答弁されていますので、それについて伺います。

対策の一つめは定員増加です。「新たに認定こども園を開園し、南保育所の定員 120 名以上を確保」とありますが、開園は 80 人でスタートし、段階的に定員を増やして現在は 160 人になっています。先ほど述べたように南保育所 120 人分をなくしたので純増は 40 人にすぎません。その他の園でも定員増をしているわけですが、それでも町の定員合計は 979 人分だけしかありません。

現在でも、この定員の 15%、149 人を超過して受け入れている。建て替えがある

場合は別ですが、すでにある園舎の場合には面積に限りがありますので定員増には限界があり、子どもを詰め込むことになりかねません。

事業所内保育所は従業員枠も入れて 19 人で地域枠はわずか 6 人。来年 4 月に開園する小規模保育所の定員は 19 人です。広島市や福山市といった大都市を除けば、小規模保育所や事業所内保育所はどこも一つか二つぐらいしかないのです。補助的な手段ではあっても、これらによって待機児童をなくすことはできません。ましてや、さらに着実に増えていく保育需要に応えることはできないでしょう。

##### ●「プラチナ保育」は託児であって保育ではない

もう一つ打ち出しているのが「プラチナ保育手当事業」です。答弁でこの事業を「新しい保育の選択肢であり、大きな施策の一つ」と述べられています。

プラチナ保育手当事業とは「就労や疾病等により昼間に保育することができない保護者の代わりに、児童の保育を継続的に行う祖父母等に対して」月額 15,000 円を支給するものです。このような手当を出すことを否定するものではありませんが、これは祖父母への「託児」、祖父母による「子育て」であって、保育とは性質をこととするものです。

保育は、専門的保育者（保育士・幼稚園教諭）が子どもを集団で育てます。子どもたちは日々、友だちと遊んだりけんかしたりしながら、人と人との関わり方を学びま

す。絵を描いたり、歌ったり、絵本を読んでもらったり、砂場でどろだんごをつくりたりして、生きる力の土台をつくるのです。

「プラチナ保育」は保育園に入れないうちの子どもたちの緊急避難先としての役割はあるでしょう。しかし、専門的保育者もなく、かかわる他の子どもたちという集団もないものを「新しい保育の選択肢」と位置づけることは適当ではありません。

また、事故が起きたときはだれが責任をとるのでしょうか。「プラチナ保育」が、「新しい保育の選択肢であり、大きな施策」であるのならば、その「保育」中に起きた事故は町が責任をとらなければなりません。

そこで伺います。

④「プラチナ保育」中に起きた事故の責任は町がとるのでしょうか。

◆福祉保健部長 プラチナ保育手当事業は、保育の必要なお孫さんを祖父母等が自宅で保育する「孫育て」に対し手当てを支給する事業であり、3歳未満のお子さんの保護者が、お子さんの保育が必要になったときに、保育園等による集団保育という従来の選択肢だけでなく、祖父母等による家庭保育によりプラチナ保育手当を受けるという新しい選択肢を増やした事業でございます。

家族がご自宅で保育されているお孫さんについては、一般の家庭で保育されている

お子さんと同様に、町が責任を取るものではございません。

ふたみ議員 ⑤既存の保育園の定員増や「プラチナ保育」といった代替措置では、待機児童を若干減らすことはあっても、なくすことはできないと考えますが、町はどのように判断していますか。

◆福祉保健部長 議員ご指摘のとおり、



既存の町内の認可保育所の定員増や建替え、事業所内保育所施設の認可及び小規模保育所の新設などに取り組んでおりますが、ニーズ量に

対応するには、まだまだ新たな受け入れ体制が必要な状況でございます。

また、「プラチナ保育手当事業」についても、現在、25名の方から申請していただいておりますが、待機児童対策に直接つながるものではございません。

今後の保育所等の整備方針については、子ども・子育て会議の意見を伺った後の決定となりますが、対策としましては、国の進める既存の幼稚園の認定こども園への移行について、町内の私立幼稚園と引き続き協議を進め、保育の受け皿を広げて参りたいと考えております。

あわせて、保育ニーズが増加しております2歳以下の児童を対象とした小規模保育所及び事業所内保育所施設等の整備も含



め、他市町のような公募による保育所整備についても検討し、あらたに見直した保育需要数の確保を図ってまいります。

## 5. 公立保育園の復活を

### ●廃止の際に持ち出した数字は誇大

**ふたみ議員** いままで述べてきましたように、府中町は保育園の定員が子どもの数に比べてあまりにも少なすぎ、町が進めている待機児童対策では現時点での待機児童ですら、なくすことはできません。焼け石に水です。ましてや年々増えていく需要にも応えられない。

いま、就学前のお子さんを持つ親たちが一番望んでいるのは保育園に子どもを預けられることです。その願いに応える努力をしなければ府中



町は「広島都市圏で子育てしにくい町」と呼ばれることになるでしょう。

私はやはり、町立保育園を再びつくるべきだと思うのです。南保育所の跡地は公園になってしまいましたので、他の場所を探さなければなりません。南保育所と同規模のものをつくれれば待機児の大半はなくなります。足らずを小規模保育などで補うこともできる。

先ほども紹介しましたが、保育園の建設費用1億9,000万円は全額町負担だと当時の福祉保健部長は全員協議会で述べてい

ます。しかし、これは事実と違います。

一般財源化で、公立保育園整備のための補助金がなくなったという誤解があるんですが、実は、国庫補助金分にあたる事業費の1/2は全額地方債を充当でき、100%交付税措置がされるのです。ですから、町の負担は9,500万円で、残り半分については、その8割を「社会福祉施設事業債」をあてることができます。交付税措置はありませんが、単年度に負担がかかるということがない。

運営費についても「国庫負担金の一般財源化に伴い、地方交付税の算定に当たって、

従来の国庫負担金分も含めた地方負担の全額について基準財政需要額に適切に措置されるよう、各市町村の実際の公立保育園の入所児童数に応じた補正を行って

おります」と高市早苗総務大臣（当時）が国会で答弁しています（2015年3月24日総務委員会）。

ですから、南保育所廃止の経緯のところで紹介した、当時の福祉保健部長による説明は、明らかに誇大宣伝なんです。

### ●町立保育園の復活を

名古屋市で公立保育園が廃園民営化になったとき、それを受託した園の園長さんが次のように書かれています。

「公立保育園の保育を見れば、その自治体の、保育に対する姿勢や思いが見て取れると思います。自分たちの子どもを大事に守ろうとしている自治体なのかどうか、働く親世代を支援しようとしているのかどうか、公立保育園の保育を見ればわかるのです。そんな自分たちの表現の場であり、大事な核となる保育所を『全廃』しようとしてさえしている自治体』があることに、『いたいどっちを向いて仕事をしているの?』と大きな疑問を感じます」

「困ったときには、『わが街に公立保育園がある』という安心感。それこそが公立保育所が担ってきた責任なのではないでしょうか」（平松知子『保育は人 保育は文化』ひとなる書房）

さて、最後の質問です。わが町はすでに町立保育園を全廃してしまいました。と言っても一つしかなかったわけですが、たった一つの町立保育園さえなくし、待機児童が増えています。

そこでお尋ねします。

⑥待機児をなくすためにも、子どもたちのよりよい未来のためにも、子育てしやすいまちにするためにも、町立保育園を復活させるべきだと考えますが、町にはそのような考えはありませんか。

#### ◆福祉保健部長

平成16年に行われました三位一体改革等の影響により公立保育所の運営費や施設の整備に係る国の負担が廃止され、その全額が地方交付税の基準財政需要額に算入さ

れることとなりました。一方、民間保育所については、市町村が設置する公の施設とは異なり、その運営費の国庫負担は引き続き国が責任を持つとされました。これにより、公立保育所の運営や整備に対する経費は、町の一般財源からの支出となり、町の財政負担が増える厳しい状況となりました。

行政は、限られた財源の中で最大の効果をあげるために、効率化を図っており、より少ない経費で同じサービスを提供できる方法があれば、その方法を検討し取り組んでいくことが必要であります。町においては、育児と就労の両立支援を行なうとともに、今後見込まれる保育所の定員超過、潜在的な待機児童の解消、また、老朽化した南保育所施設の今後のあり方が大きな課題となりました。

これらの状況に対処していくには、効率的・効果的な保育所運営を図って行くとともに、待機児童を出さないため、また多様化する保育需要に対応した保育施策の一層の充実が必要であります。南保育所を廃止し、その代替施設として民間の認定こども園を活用することによって、施設の維持費また建築費及び保育所運営にかかる経費を削減し、削減した経費を待って定員超過の解消や保育サービス及び子育て支援の充実に図っているところでございます。

また、町内2か所の私立保育所は、南保育所より歴史が長く、先行して保育事業を行なっておられました。私立保育所においては保育業務のみならず、延長保育・休日保育・一時預かり事業、地域子育て拠点事

業など、新たな特別保育メニューが開始された際も率先し取り組まれるなど、本町の保育行政に多大な貢献をされております。

このように保育ニーズに柔軟かつ弾力的に対応できる民間保育所の役割は大きいものと考えており、町立保育所の復活については、考えておりません。

## 《2回目の質問》

**ふたみ議員** (1) まず、府中町の待機児童数の現状に対して「町として対策が必要」であり、今後についても「新しい需要数に沿った保育環境の整備を計画し、保育事業を実施していきたい」という認識を示されました。ぜひ、一刻も早く具体化するようお願いいたします。

(2) プラチナ保育手当事業は、待機児童対策に直接つながるものでないと明言され、安心いたしました。今後とも、無資格者による保育を公的保育に代わる措置と位置づけることがないようにお願いします。

(3) 南保育所の廃止についてですが、「南保育所が存続していた場合、代替施設である認定こども園が存在しない」。だから「潜在的な待機児童と南保育所の閉園は、直接的な関係がない」と言われました。

「認定こども園」を新設する際に既存の保育園を廃止しなければならないというような決まりはどこにもありません。「直接的な関係がない」のは南保育所の廃止と認定こども園の開園の認定です。



老朽化した南保育所の建替えや運営に「多額の経費が必要」だから、町立保育園を廃止し、その代わりに名乗りを上げた法人に「認定こども園」にまかせた。南保育所の定員 120 人を超える定員に現在なっていますが、160 人ですので、1 回目の質問でも言いましたように純増は 40 人です。

全国で待機児童が増え始めたのは 1990 年代半ばからです。広島市はどうだったのか広島市の保育指導課に問い合わせたところ次のような回答を得ました。

「本市においての市議会の議事録等を調べてみたところ、「待機児童」という言葉が初めて出始めたのが平成 8 年(1996 年)頃となっており、全国的な時期とも一致しますので、本市でも同様に 1990 年代半ばと言えるのではないかと思います」

広島市で起きていることが、広島市に取り囲まれている府中町で起きないはずがないではありませんか。そして事実、このように問題になっているわけです。府中町で 2010 年には目立った待機児童がいなくても将来的には起こると考えるのが当然です。

(4) 三位一体改革は、地方への税源移譲をはるかに上回る国庫補助負担金と地方交



付税を削減するもので、地方自治体の財源不足を生みだし、地方財政に打撃を与えていることは事実です。しかし、だからといって公立保育園が維持できないとか、新たな園舎を建てることできないわけではありませぬ。「国の負担が廃止された」というのは正確ではありません。答弁にもありましたが全額が地方交付税の基準財政需要額に算入されているわけです。

使い道は特定されなくなりましたが、そのためのお金は引き続き交付税として支給されている。あとは町の判断で算入されている額を公立保育園のために使うかどうかなのです。

1 回目の質問でも申しましたように、① 保育園を建てる費用も半分、交付税措置があるわけです。運営費も公立保育園の入所児童数に応じた補正があるんです。私のこの説明は間違っているのでしょうか。

◆福祉保健部長 議員ご指摘のとおり、保育所整備費においても、運営費においても、当時も現在も交付税措置がございます。整備費については、現在は、地方債の70%が措置されております。また、運営費についても、基準財政需要額で措置されておりますので、議員の説明は間違いではございません。

ふたみ議員 ② 県内の市町のほとんどが公立保育園を運営しているのに、府中町が町立保育園を維持できない、財政上の特段の事情があったのでしょうか。ただ単に「民間の方が安く済むから」という理由だった

のではないですか。

◆福祉保健部長 保育は、行政の責務であり、児童の健全育成のための保育の質の向上に努めているところです。南保育所の閉園につきましては、議員ご指摘のように「単に民間の方が安く済むから」という理由ではなく、町の保育の質の維持・向上のためにも、老朽化した南保育所の建て替え問題は避けて通れない問題であり、その検討について、平成17年の府中町集中改革プランの中で、公立保育所の民営化について検討を開始して以来、平成27年席末に閉園するまで、10年かけて、在園児保護者の説明会等も含め議論を重ね、真摯に対応して参りました。

民間にできることは民間に委ねることで、行政として対応しなければならない新しい政策課題などに重点的に対応した効率的な行政体制を実現することも可能となります。財政的な問題だけでなく、総合的に判断した結果でございます。

ふたみ議員 (5) 私は町立保育園の復活、新設を提案しているわけですが、部長は「より少ない経費で同じサービスを提供できる方法」として町立園の廃止と民間の認定こども園の活用を選んだと答弁されました。この点についても私は1回目の質問で述べましたが、保育園における経費の差をつくり出しているのは保育士・職員の処遇、とりわけ賃金格差にあるわけです。賃金が低ければ経費が安くすむのは当然です。

考えなければならないのは処遇の悪さが

保育士不足をつくり出しているということです。民間保育園の保育士・職員の待遇改善を進めていけば、官民保育所の経費は縮小されていきます。人件費を除けば「公立だから経費がかかる。私立だから安い」ということはないんです。

そこで質問です。

③公立保育園の廃止、民営化は処遇改善に逆行していると思いますが、この点についての見解をお聞かせ下さい。

◆福祉保健部長 議員が指摘されました、処遇の悪さは保育士不足をつくり出している一因と思います。

処遇改善は民間の保育士の処遇を改善するもので、待機児童の解消に向けて保育の受け皿を進めていく中で保育の担い手をどう確保していくかは重要な課題であります。

保育士の処遇を改善することは人材確保を図る上で必要な手立てであり、民間保育士の給与アップにつながるものです。町としても、国の施策に従い、しっかりと処遇改善に取りくんでまいります。

ふたみ議員（6）「保育ニーズに柔軟かつ弾力的に対応できる民間保育所の役割は大きい」と答弁されました。民間保育所の役割は大きいということを否定するつもりはありません。しかし、「保育ニーズに柔軟かつ弾力的に対応できる民間保育所」という表現に私は違和感を感じました。ひっくり返せば、公立保育園は柔軟さや弾力性を持つことができないということなのでしょ

うか。これは公務の敗北宣言に等しい。

今年、第193通常国会において地方独立法人法が改悪されました。地方独立行政法人が行うことのできる業務を列挙した21条（業務の範囲）に、新たに窓口業務で「定型的なもの」を加え、対象となる業務を別表に示しました。別表には、戸籍、住民基本台帳、マイナンバー、国民健康保険、高齢者医療、国民年金、介護保険、障害者福祉、母子保健、児童手当をはじめとした広範な業務をあげています。これらを町の「直営」から独立行政法人へと民間委託しようということです。

法律はすでに変まりました。これ以上の「官から民へ」の流れを止めることができないければ、現業だけでなく一般事務の職員のみなさんも、公務員ではなくなります。独立行政法人で現在の処遇が確保されるかどうか分かりません。効率化が求められるのですから削減の方向に動くことになるでしょう。

私は、保育園はもちろん、その他の仕事も公務だからこそできることがあると考えています。公立だから、公務だから、硬直している、高くつく、効率が悪いと自ら言ってしまうのは身も蓋もないではありませんか。

そこで質問です。

④公立保育園では保育ニーズに柔軟かつ弾力的に対応できないと考えられているのでしょうか。

◆福祉保健部長 公立保育所が効率的、弾力的な対応ができないとは考えておりま

せん。しかし、公立保育所は町の行政組織の1つであるため、予算の制限がありますし、事業の実施については法令等に基づいた手続きを経ることも必要になり、迅速な対応にかけざるもございました。それに対して、私立保育所は柔軟に迅速に対応できるものでございます。



### 《3回目の質問》

**ふたみ議員** 今回の答弁を聞いていますと、公立保育園廃止、民営化の論拠は崩れているわけであります。公私の保育園で違うのは人件費だけなんです。(町立保育園を)維持しようと思えば十分維持できたし、他の市町は維持しているわけです。県内で公立保育園がないのは3町だけです。「民間でできることは民間で」というようなことを許していたら事務職員を含めて民営化されていくわけです。いまこそ立ち止まって公務とは何か、公立保育園とは何かを考えるべきです。

全国的には公立保育園は廃止、民間委託、民間移管へ、「官から民へ」の流れのなかにあります。公立保育園は2000年には12,723園だったのが2015年には9,198

園へと3,525も減りました。私立、民間園は9,472園から14,339園へと4,867増えています。

しかし、そういうなかでも新たに公立保育園を立ち上げたところがあります。東京都北区は今年4月、区直営の保育園を3か所、こども園1か所をオープンしました。80人程度の常勤保育士採用に500人を超える応募があったと聞いています。保育士資格を持っている人は、賃金をはじめとする処遇の悪さから仕事に就くことをためらっている。公務員で常勤なら働きたいという人がたくさんいるのだということを裏づけています。

最後に町長に伺います。

部長も「新しい需要数に沿った保育環境の整備を計画し、保育事業を実施したい」と答弁されました。

①「広島都市圏で一番の子育てしやすいまちの実現」を掲げる府中町ですが、この目標実現のためには、待機児解消は喫緊の課題と思われませんが、町長はどのようにお考えですか。

また、政府の「子育て安心プラン」、32万人分の保育施設整備に対応する府中町の必要数は1680人分でおおよそ700人分が不足しています。目標期日は2020年ですからあと3年しかありません。政府の努力が足りないのが進まない最大の原因ですが、②町としても「子ども・子育て支援事業計画」をできるだけ早く見直し、一刻も早く待機児童を生みださないような施設整備を計るべきだと考えますが、いかがでしょうか。私としては、ぜひそのなかで公



立保育園の復活・新設についても除外することなく選択肢の一つとして検討していたきたいと思います。

以上、2点をお伺いし、私の質問を終わります。

◆町長 私は「広島都市圏で一番の子育てしやすいまち」の実現を掲げております。一つひとつの施策・事業がすべて1番ということではなく、結婚、妊娠、出産、育児、子育てを支える施策・事業を切れ目なく展開し、それを「志を育む教育のまち」をつなげてトータルでナンバーワンの町にしたいということです。

その意味ではさまざまな施策にチャレンジしていく必要があります。大きな事業だと思います。保育所事業は、子育てしやすい町の大きな要素であると認識しています。

いわゆる「潜在的待機児童」をできるだけ縮減するようにしたい。『府中町子ども・子育て支援事業計画』が就学前児童の現実との乖離（かいり）があるので見込み量の再算出をしたい。今後、必要なサービスの見込み量に対して担保をどのようにしていくのかの計画を作成していくこととなります。

具体的な施策としては小規模保育所、事業所内保育所に加え、公募による保育所整備を視野に入れて検討していく必要がある

と認識しています。また、これを実現していくための財源手当も必要でしょう。

こういうことは、大変な作業になるので少し時間がかかる。しかし、そうはいつてもものんびりするような話ではありませんので、具体的なスケジュールを含めて最大限の努力をしたい。

つぎに、公立保育園についてですが、民生部長をしていたときに、コストのかかる公立保育園の存在意義について部内で検討したことがあります。なぜ高コストなのかについては議員の指摘の通り人件費が要因であるということだと思いが、それについては触れません。



保育に対する必要なニーズを民間保育所で確保できないというならば、公で担保しなければならないということになる。しかし、既存の民間保育所もあり、府中町は都市部にある

ので参入しようとする民間保育所も期待できます。民間保育所だけで必要なサービスを確保できないことはない。

民間保育所にはできない保育サービス、高コストであっても民間保育所では出来ない保育サービスがあるのか、またそういう保育サービスを町立保育所が担うことができるのかという検討をしました。そして、結論は「そういうものはない」ということです。あえて高コストの保育所を維持する必要はない。延長保育、休日保育において

公立保育園は後塵を拝した。必要な役割を公立保育所は果たせなかったのです。

あえて高コストの公立保育所を維持する積極的な理由を見いだせなかった。公立保育所によって、より質の高い保育サービス、ニーズに応じたサービスを提供することが難しい。ですから議員の質問は「公立保育

園の復活・新設についても除外することなく検討」ということでしたが、現時点では、先ほどの部長の答弁（町立保育所の復活については、考えておりません）のとおりです。



## 一般質問を終えて

(1) 答弁は、府中町には少なからぬ待機児童が存在し、「町として対策が必要」という認識を示したうえ、「新しい需要数に沿った保育環境の整備を計画し保育事業を実施」し、「公募による保育所整備についても検討し、見直しました保育需要数の確保を図」と明言したことは評価すべき重要な答弁だと思う。

(2) 南保育所廃止を決める際、私立保育園なら国の補助があるが、公立保育園なら全額町の負担で賄うかのような説明は事実とは異なるのではないか、公立保育園であっても建てかえの費用について保育園の運営費についても私立園と変わらない補助があると指摘したが、2回目の答弁でそのことを町は認めた。これは、財政面で南保育所を廃止する合理的な理由がないことを認めたに等しい。にもかかわらず「当時の町の見通しについては間違いではなかった」と強弁した。

(3) 建設費も運営費も公立私立ともに同様の補助があるということは、「公立は高コスト」というのも事実とは異なるということだ。違いがあるのは、人件費が公立は相対的に高く、私立は低いという点である。このことも町長は認めた。

(4) そして、この官民格差こそ、保育士不足を生みだしている元凶である。保育士不足をなくしていくために、保育士・職員の処遇改善を急がねばならず、今後は私立保育園でも人件費を上げていくことになるだろう。そうすれば運営費の差は縮まっていくことになる。コストにおける官民格差は縮小するということだ。

(5) にもかかわらず、「公立保育園は高コスト」という誤った前提で、それでもなお「公立保育園を維持する必要があるのか」という問いを立て、私立保育園の方がより良いという結論を導き出している。

(6) 私立保育園が、重要な役割を果たしていることはその通りだが、公立保育園もまた、①地域の表人的な保育水準の維持・底上げ、②地域の子どもの状況を町直営の施設として把握する、などの私立にはない役割を担っている。そのことを質問で述べたが、この点についてはいっさい触れることなく、「高コストの公立保育園を維持する積極的な理由はない」と廃止したことを合理化している。

(7) 「公立保育園では保育ニーズに柔軟かつ弾力的に対応できないのか」という質問に対して「公立保育所が効率的、弾力的な対応ができないとは考えておりません」と受けつつ、「私立保育所は柔軟に迅速に対応できる」という。やはりこれは、公立保育園は硬直していて、迅速な対応ができない」と述べているに等しい。質問のなかで「公務の敗北宣言」と私は述べた。

町長は、休日保育や延長保育の対応が「後塵を拝した」、遅れをとったという。しかし、なぜ後れを取ったのかについての説明はなかった。

休日保育や延長保育は保育士の労働条件の変更を伴う。そこに慎重な論議があったとしても不思議ではない。一方、私立保育園は労働組合の存在するところも少ない。職員の意見を聞かずトップダウンで、これらの措置を決めることが可能であり、「迅速な対応」ができる理由である。この「迅速な対応」の裏面は職員の労働条件の一方的な不利益変更であり、こういうことの積み重ねが、賃金とともに保育士不足を生みだしている要因だということに留意しなければならない。

(8) 町長は「広島都市圏で一番の子育てしやすいまち」の実現について、「一つひとつの施策・事業がすべて1番ということではなく、結婚、妊娠、出産、育児、子育てを切れ目ない施策として展開し、それを「志を育む教育のまち」をつなげてトータルでナンバーワンの町にしたい」と述べた。

すべて1番でなくてもいい。しかし、県内ワーストワンという現実は一刻も早くなくさなければならない。

町長も「大変な作業になるので少し時間がかかる。しかし、そうはいつでものんびりするような話ではないので、具体的なスケジュールを含めて最大限の努力をしたい」と答弁した。

待機児解消は急務である。ぜひ答弁通り最大限の努力を持って待機児解消をはかっていたきたい。



# 町営住宅の建設について

府中町議会 第4回定例会一般質問 2017年9月12日

ふたみ伸吾議員 町営住宅の建設について質問いたします。

## ●少なすぎる町営住宅

町民のみなさんから「町営住宅に入りたい」「町営住宅が少ない」「なんとかならないのか」という声が寄せられています。

年金暮らしのご夫婦からお話を伺いました。現在は賃貸住宅に暮らしています。老朽化したので修理をしてほしいと家主に言ったら、「家賃を上げると言われたが、どうしたらいいのか」という相談です。話しているうちに夫婦げんかになってしまいました。奥さんは「(府中町の)町営住宅には空きがないので広島市に引っ越して市営住宅に入居したい」といい、ご主人の方は「生まれ育った府中町にずっと住みたい」という。結局、最小限の補修を家主に依頼して、住み続けるということになったようです。

このような夫婦げんかの原因になっている町営住宅の現状はどうなっているのでしょうか。

町営住宅数は現在119戸で、内訳は山田ブロック住宅が24戸、五反田住宅16戸、鶴江ブロック住宅20戸、青崎東住宅が36戸、桃山住宅が3戸、新たにできた本町住宅が20戸です。入居されている方はすべてあわせて103世帯です(下表)。

しかし、山田ブロック、五反田、鶴江ブロック、桃山は老朽化により募集停止。ということは現時点で入居可能性があるのは青崎東と本町をあわせた56戸にすぎません。両方とも全戸入居済みですので、空きはゼロということになります。これでは入れるわけがありません。

## ●公営住宅数 県内で最下位

県内の他市町はどうなのか、公営住宅数を比較する表をつくってみました、一言

でいって愕然といたしました。

ダントツの最下位です。府中町の町営住宅戸数は人口の0.2%、世帯数の0.5%にすぎません。県内平均は、人口比で1.7%、世帯数比で4%です。下から2番目

名称	管理戸数	入居戸数	建設年度	経過年数	備考
鶴江住宅	廃止		1952	65	募集停止
山田ブロック住宅	24	17	1961~62	57	募集停止
五反田住宅	16	9	1961	57	募集停止
鶴江ブロック住宅	20	19	1963	55	募集停止
桃山住宅	3	2	1964	53	募集停止
小計	63	47			
青崎東住宅	36	36	1978~79	37	
本町住宅	20	20	2016	1	
小計	56	56			
合計	119	103			

の東広島市でさえ、人口比 0.7%、世帯数比 1.6% で、府中町の 3 倍以上です。

安芸郡 4 町はどうか。海田町は町営住宅 164 戸、県営住宅 278 戸、熊野町は町営住宅は 68 戸ですが県営住宅が 692 戸あります。坂町は町営住宅 110 戸で県営住宅が 224 戸です。人口、世帯数が違いますので、もし府中町と同じ世帯数だった

ら、いくつあることになるのか。府中町と同じ世帯数（2 万 1 千世帯）に揃えると、町営住宅は海田町並みで 283 戸、熊野町並みで 152 戸、坂町並みで 453 戸あることとなります。県営住宅をあわせると海田町 762 戸、熊野町 1701 戸、坂町 1374 戸です。府中町は県営住宅もありません。府中町の世帯数に換算した県内市町の平均

● 広島県公営住宅戸数

自治体	市・町営住宅	県営住宅	合計	人口	人口比	府中町の人口に換算
広島市	14,609	8,373	22,982	1,194,034	1.92%	983
呉市	3,587	1,032	4,619	228,552	2.02%	1032
竹原市	716	198	914	26,426	3.46%	1766
三原市	818	786	1,604	96,194	1.67%	851
尾道市	1,649	719	2,368	138,626	1.71%	872
福山市	3,083	2,029	5,112	464,811	1.10%	561
府中市	417	120	537	40,069	1.34%	684
三次市	1,167	211	1,378	53,615	2.57%	1312
庄原市	899	160	1,059	37,000	2.86%	1461
大竹市	794	230	1,024	27,865	3.67%	1876
東広島市	1,053	325	1,378	192,907	0.71%	365
廿日市市	1,014	1,196	2,210	114,906	1.92%	982
安芸高田市	497	0	497	29,488	1.69%	860
江田島市	643	0	643	24,339	2.64%	1349
府中町	103	0	103	51,053	0.20%	
海田町	164	278	442	28,667	1.54%	787
熊野町	68	692	760	23,755	3.20%	1633
坂町	110	224	334	12,747	2.62%	1338
安芸太田町	144	0	144	6,472	2.22%	1136
北広島町	382	0	382	18,918	2.02%	1031
大崎上島町	233	0	233	7,992	2.92%	1488
世羅町	309	0	309	16,337	1.89%	966
神石高原町	222	0	222	9,217	2.41%	1230
合計	32,681	16,573	49,254	2,843,990	1.73%	1117

市・町営住宅戸数はホームページあるいは電話による聞き取り。県営住宅戸数は「県営住宅再編 5 年計画」（2016 年）による。人口は 2015 年国勢調査。

「府中町の人口に換算」というのは、他市町の公営住宅戸数が人口 5 万 1 千人ならばどのくらいあるのか換算したものである

は1100戸台です。あと1000戸も他市町より公営住宅が少ないのです。

### ●高い借家率と高齢化社会

府中町は、広島市や東広島市、海田町とともに県内で借家率が高く、4割を超えています。

そして、借家住まいの高齢者もまた増える傾向にあります。1990（平成2）年から2015（平成27）年の四半世紀に、民間借家に住む65歳以上世帯は563世帯から1504世帯へと3倍近くになり、人口でみた2015年の高齢化率は23.1%です（国勢調査）。

今後も65歳以上の高齢者は増え続け、2030年には約1万4千人と2010年に比べて4割も増えると「府中町人口ビジョン」

は予測しています。家賃はどうか。「府中町住宅マスタープラン」によると、6万円～8万円が最も多く31.8%、ついで4万円～6万円が30.3%、3番目が2万円～4万円18%、4番目が8万円～10万円15%となっています。府中町平均は5万7124円で、県平均の4万7269円より1万円ほど高い。

高齢化が進む、借家家賃が相対的に高い。そして、これは日本全体のことですけれども高齢者の暮らしを支える年金の水準が極めて低い。厚労省の「年金制度基礎調査」によると、老齢年金受給者（有効回答1万3495人）のうち、200万円未満は男性の55%、女性の91.2%、150万円未満は男性の40.4%、女性の91.7%を占めます。

広島県の市町別の持ち家率・借家率

	主世帯					持ち家率	借家率	参考 平成17年国勢調査 借家率
	総数	持ち家	公的借家	民営借家	給与住宅			
広島県	1,146,269	715,557	46,670	342,868	41,174	62.4	37.6	37.2
広島市	497,593	265,478	22,128	188,892	21,095	53.4	46.6	46.5
海田町	11,309	6,083	422	4,481	323	53.8	46.2	48.0
東広島市	78,500	45,397	1,535	28,321	3,247	57.8	42.2	41.8
府中町	19,892	11,547	97	7,629	619	58.0	42.0	43.7
大竹市	11,539	7,357	961	2,137	1,084	63.8	36.2	32.6
福山市	171,793	111,345	4,890	50,015	5,543	64.8	35.2	35.0
呉市	95,002	68,726	4,084	19,455	2,737	72.3	27.7	28.7
三原市	38,614	27,903	2,169	7,167	1,375	72.3	27.7	28.6
三次市	21,073	15,421	1,091	3,942	619	73.2	26.8	26.2
尾道市	56,629	41,940	2,001	11,103	1,585	74.1	25.9	25.2
廿日市市	43,286	32,383	2,046	8,053	804	74.8	25.2	24.7
坂町	4,989	3,826	345	679	139	76.7	23.3	18.0
竹原市	11,102	8,610	771	1,461	260	77.6	22.4	24.5
庄原市	14,786	11,491	897	2,074	324	77.7	22.3	22.0
府中市	14,603	11,415	420	2,539	229	78.2	21.8	24.1
大崎上島町	3,661	2,942	255	272	192	80.4	19.6	18.5
熊野町	9,166	7,478	707	947	34	81.6	18.4	19.4
江田島市	11,114	9,092	493	1,058	471	81.8	18.2	17.6
北広島町	7,346	6,141	281	769	155	83.6	16.4	15.6
安芸高田市	11,310	9,522	435	1,188	165	84.2	15.8	14.7
世羅町	6,304	5,440	331	461	72	86.3	13.7	13.6
安芸太田町	2,965	2,625	121	153	66	88.5	11.5	11.3
神石高原町	3,693	3,395	190	72	36	91.9	8.1	8.2

出典：平成22年国勢調査



非正規雇用を中心にワーキングプア（働く貧困層）が増えており、厚生年金であっても賃金が安ければ受給できる額も低くなります。年金制度そのものが、改悪につぐ改悪で支給額が減らされる傾向にあります。

生活保護受給世帯も1992（平成4）年から2015（平成27）年の23年間で約60万世帯から約160万世帯へと約3倍に膨れあがっています。ここには働く貧困層の広がりとともに高齢化に伴う所得減があります。

そういうなかで、民間住宅の家賃を払い続けることができない人たちが出てくるのは当然です。家賃が払えなければ、借家は出て行かざるを得ない。住宅難民になりかねません。

そこで伺います。

**①府中町の町営住宅数は**

**きわめて遅れた状態であり、町内の借家比率が高いことから住宅難民が広がる可能性があるとされますが、町はどう考えていますか。その認識をお聞かせ下さい。**

**②第2に、府中町は、なぜ全県的な水準よりはるかに遅れているのか。その原因はどこにあると考えていますか。**

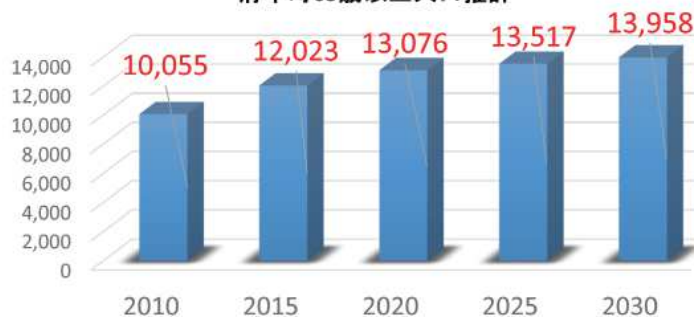
**府中町 65歳以上世帯**

**民間借家住まい**

出典:国勢調査

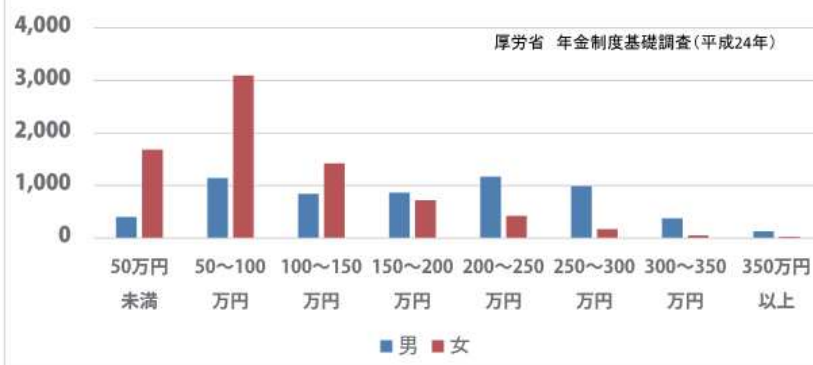


**府中町65歳以上人口推計**



**年金額分布**

厚労省 年金制度基礎調査(平成24年)



◆建設部長 住宅難民とは住宅に困窮されている方を示されていると思いますが、住宅に困窮される方の将来の見込みにつきましては、具体的に示されたものはありません。国土交通省では、生活困窮者が今後増加する可能性があるとの見解を示してお

りますので、住宅に困窮される方も増加する可能性は否定できないと考えています。

本町では、住宅に困窮されている方への対応につきまして、府中町住宅マスタープランで方向性を示しております。

本マスタープランは、少子高齢化や人口減少などの社会経済情勢が大きく変化する中で、住まいづくり及び住環境の向上を目的として、本町の住宅環境の課題整理を行い、住宅環境の改善にかかる方向性と重点的に進める住宅施策を定めたものでございます。

この中で、「低額所得者、被災者、高齢者、障害者等の住宅に困窮されている方に対する居住場所の確保」につきましては、相談者の住まいの不安解消に向け多様化したニーズや問題に対応できる相談・支援体制を整えることとしております。

具体的には、民間および広域的な行政間の連携を強化するため、広島県居住支援協議会の活用等により、住宅セーフティネットの構築を図るとともに、公営住宅や民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する情報の提供等を行うことにより、相談者の住まいの不安軽減を図るなど、町営住宅整備といったハード面のみならず、ソフト面でのさまざまな制度の活用・情報提供で支援を行ってまいりたいと考えています。

この「広島県居住支援協議会」とは、県内全ての市町と不動産関係団体などで構成されており、各市町では住宅部局と福祉部局で構成された部局横断的な体制となっています。

2番目の質問についてですが、議員ご指摘のとおり、人口に対する町営住宅の供給戸数は、他の市町と比べますと、低い率となっております。

次の第3のご質問にも関係してまいりますが、先ほどご説明いたしましたように、本町におきましては、住宅の需要と供給のバランスが取れており、他の市町に比べましても、民間活力が非常に活発に動いておりますので、供給戸数につきましては、従前より整備されていた町営住宅供給規模の維持を目標としております。

しかしながら、入居者募集が可能な町営住宅は、現在56戸であり、従前より整備されていた供給規模の100戸に届いておりません。

その原因といたしまして、本町では、従前より公共下水道整備事業、向洋駅周辺区画整理事業、学校の耐震化事業といった三大事業のほか、街路整備、くすのきプラザや南北交流センターの施設整備などの大型事業を展開しており、より多くの町民の利便性が高まる効果の高い事業が優先して実施されてきたことによるものと考えています。

そのような中でも府中町町営住宅長寿命化計画に基づき実施計画に計上し、計画的且つ着実に「本町（ほんまち）住宅の整備」を実施してまいりました。

今後も、老朽化により入居者募集が可能な町営住宅が減少することを抑制し、従前の規模を確保するため努力をしていきたいと考えています。

## ●増やすどころか減らす計画

ふたみ議員 では、こういう極めて遅れた状況に対して町はどのような計画を持っているのか。伺いましたところ、現在の青崎住宅（36戸）と本町住宅（20戸）に加えて新たに44戸を建設し、古いところは壊して全部で100戸にするということでした。全く増えない。増えるどころか、減らすというのです。

『府中町第4次総合計画』において「公営住宅を適切に配置することにより、住宅困窮者の住みよい環境づくりを進めます」（69ページ）とあります。

また、「府中町住宅マスタープラン」における基本理念は「ずっと住まいのオアシス～みんなに魅力あるあきふちゅう」だそうです。公営住宅については「公営住宅の効率的・効果的な供給、耐用年限超過住宅の建替えの推進、改修改善」とありますが、目標指標に掲げているのはバリアフリー化率の向上だけです。

今まで申し述べましたように、老人人口ならびに世帯数の増加、借家率の高さ、年金額の低さによる高齢低所得世帯の増加が予想されるなか、公営住宅をせめて他市町並みに建設することなくして「住宅困窮者の住みよい環境づくり」はできず、これでは「ずっと住み」続けることもできない。「よそへ引っ越す」府中町になってしまいます。

そこで質問です。

③全県から遅れているにもかかわらず、増やす計画がない。これでは町民のみなさんの要望に応えられないと思いますが、町としてどのように考えていますか。

◆建設部長 供給戸数につきましては、先ほどご説明させていただいたとおりです。

町民の皆様の要望に対しましては、第1のご質問で答弁させていただきましたとおり、相談者の住まいの不安軽減を図るなど、ハード面のみならず、さまざまな制度の活用・情報提供で支援を行ってまいりたいと考えています。

なお、町営住宅に関連する公的な賃貸住宅といたしまして、「サービス付き高齢者向け賃貸住宅」が町内では57戸ございます。（グリーンヒルズ47戸、府中福寿園10戸）

このサービス付き高齢者向け賃貸住宅は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」、いわゆる高齢者すまい法に基づき、高齢者向けの各種サービスを提供している民間住宅でございます。

このサービス付き高齢者向け賃貸住宅は、整備補助・固定資産税減免措置などの公的給付を受けていることから、「公的な賃貸住宅」と考えており、住宅に困窮されている高齢者への新たな対応として、その動向も注視し、情報提供を行ってまいりたいと考えています。

## ●日本における公営住宅

ふたみ議員 戦後日本における住宅政策の中心は「持ち家政策」でした。年功序列賃金のもと、年々上がり続ける賃金を前提にして住宅金融公庫（現、住宅金融支援機構）などでローンを組み、生命保険に入っ、それぞれの自己責任で家を建て住む。



そこに至らない所得層は日本住宅公団（現、都市再生機構）によって造られた公団住宅に住む。

そして、低所得者向けの住宅として公営住宅を建設する。このように日本の住宅政策は階層に応じて公庫、公団、公営が対応していくことになりました。公営住宅は、低所得者対策、貧困対策として位置づけられてきたわけです。

日本では住宅は個人責任であり、公営住宅は貧困な人たちにだけ提供されるものだという考えが根強くあり、公営住宅を軽視する根拠の一つになっています。その結果として、日本全体で公団住宅も含め、全住宅に占める公営住宅はわずか7%、公団を除くと4%です。府中町はさらにその十分の一で0.4%にすぎません。



しかしヨーロッパ諸国は違います。イギリスは1945年から78年までに造られた住宅の58.6%が公営住宅でした。3LDKが半数以上、家賃は収入の6分の1以下、失業などで収入が減ると家賃が大幅に減額され、失業保険が入るので路頭に迷うことがない。しかし、1979年にサッチャー政権が誕生すると公営住宅制度を解体し、既

存の公営住宅を居住者に売りました。その結果、1978年に全住宅の32%を占めた公営住宅は94年には18.8%にまで低下したのです。しかし、それでもなお日本の3倍の公営住宅がある。ドイツは15%、フランスは14.5%、スウェーデンは22%、オランダは4割が公営住宅です。

日本のあり方は決して普通ではないということを強調したいと思います。平成18年に制定された「住生活基本法」によって、日本の住宅政策は「量から質へ」、住宅の建設よりも、空き屋活用の促進、民間賃貸住宅を活用した住宅セーフティーネットの構築へとシフトしつつあります。空き屋や民間賃貸住宅を活用することを否定はしませんが、日本の公営住宅は決して多くない、府中町はさらに少ないのですから、「量から質へ」ではなく、「量とともに質を」をめざすべきだと思います。

### ●公営住宅の果たす役割

生きていくうえで不可欠な「衣」「食」「住」のうち、とりわけ住まいは暮らし、憲法の保障する「健康で文化的な暮らし」の土台です。

孟子は「居は気を移し、養は体を移す、大なるかな居や」（「住居の状態は精神を左右する、食物はからだを左右する、住居の力は偉大だ）と言いました。北欧では「福祉は住居に始まり住居におわる」というそうです。

だいぶ以前から、「持ち家政策は限界にきている」と言われてきました。ローン地獄、住宅貧乏などという言葉が聞かれたの

は 1980 年頃です。今では雇用者の 3 分の 1 が非正規労働となり、雇用不安にさらされています。住宅ローンを組むことさえできません。ネットカフェで暮らす「ネットカフェ難民」、そのテレビ番組がつくられたのは今から 10 年前です。2009 年、群馬県にある無届けの高齢者施設「静養ホームたまゆら」で火災が発生。入居者 22 人のうち 15 人が東京都墨田区福祉事務所の紹介で入所していて、そのうち 6 人が犠牲になりました。東京都の調査では、都内の各福祉事務所の生活保護受給者で無届け施設に入所しているものは、911 人にのぼります（2009 年当時）。

若者も高齢者も住宅の貧困にあえいでいる。このようななかで、良質安価な公営住宅をつくることは、国の役割であり、「住民の福祉の増進を図ることを基本」とする地方自治体の役割ではないでしょうか。

そこで伺います。

④府中町の面積は 10 平方kmであり、町営住宅を建てる土地がないというようなことも言われています。町域が狭いことは事実ですが、町内でマンションも戸建て住宅も次々建設されています。土地がないわけではない。町民のみなさんに呼びかけ、適正な価格で提供してもらう方法もあると思いますが、そういうことをするつもりはないでしょうか。

◆建設部長 国土交通省住宅局の統計によりますと、全国的な

公営住宅の管理戸数は、平成 17 年度をピークとして減少傾向にあります。

本町におきましては、これまで答弁させていただきましたように、募集可能な戸数の 100 戸を早期に確保できますよう、進めてまいりたいと考えております。

#### ●小規模で木造の住宅を

ふたみ議員 府中町は、公営住宅数が極めて少ないことを指摘してきましたが、従来型でない、新しいスタイルの町営住宅をつくることを提案したいと思います。

一つは、木造住宅です。

いま全国に地元の木材を使った公営住宅が広がっています。

山口県美祢（みね）市にある来福台県営住宅は、地域住宅交付金事業で、交付金算定対象事業費の 45%が助成されています。県内産木材を使い、耐用年数 50 年程度の木造住宅です。2 階建てが 7 棟、3 階建てが 3 棟。団地全体で 72 戸で、とても美しい外観です。「2007 年地域住宅計画賞 住まいづくり部門奨励賞」を受賞しています。



来福台県営住宅（山口県美祢市）

現在、全国で木造住宅供給を担う技能者、後継者の不足という問題があり、災害時において住宅再建を図るさいの障害にもなっています。木造公営住宅を計画的に建設することは木造住宅に係る技術力の向上ならびに後継者の養成に資するものです。

もう一つは、小規模な公営住宅です。

岩手県大船渡市の災害公営住宅は4戸1棟（2階建て）、2戸1棟（1階建て）、1戸建て（1階建て）といった小さい規模の公営住宅を造っています。これなら広い土地がなくても造ることができます。従来型の発想にとらわれなければ、町営住宅をつくることは可能です。

戸数の少ない公営住宅であれば地域にとけ込みやすいというメリットもあります。コンクリートではなく、木造で美しく、小規模の町営住宅を町内各地につくる。良質な町営住宅が数多くある町は、とても魅力的だと思います。「ひとがきらめきまちが輝く」こと間違いなし、です。

「遅れた者が勝ちになる」という言葉があります。新たな発想で遅れを取り戻し、町の魅力にすることが大切だと思います。

そこで質問です。

⑤木造による公営住宅や小規模な公営住宅について町として検討するつもりはありませんか。

◆建設部長 議員のご指摘のとおり、地場建築技術の向上・さらには環境共生の視点からも、県産木材での公共施設整備も考えられます。

これにつきましては、今後、公営住宅の

計画段階においては、公営住宅法第44条第3項の規定により、国土交通省が告示する公営住宅の耐用年限といたしまして、木造の住宅は30年、耐火構造いわゆる鉄筋コンクリートを用いた住宅は70年とされていますことや、住宅としてサービス提供する継続性を考慮し、イニシャルコストやランニングコストの面からメリット・デメリット、更には整備基準との整合性を整理するなど、木造や小規模な町営住宅の整備についても、総合的に比較検討していきたいと考えています。

\*\*\*\*\*

以上が1回目の質問とそれへの答弁です。2回目の質問は、「町営住宅整備といったハード面のみならず、ソフト面でのさまざまな制度の活用・情報提供で支援」という答弁に対して、ハード（町営住宅整備）は足りていると思うのか、情報提供といっても、他市町の公営住宅の紹介か低家賃の劣悪な住居への転居を勧める以外にないではないか。見直すつもりはないのか」と迫りましたが、「募集可能な戸数の100戸を早期に確保する」という答弁にとどまりました。

3回目の質問は、改めて町長に「本当に100戸でいいのか。見直すつもりはないのか」と問いました。町長の答弁は「4次総（府中町第4次総合計画）の見直しのなかで、しっかり論議していきたい」というものでした。

府中町から住宅困窮者が増えたり、そのゆえに他市町に引っ越さざるをえないような事態にならないよう、引き続き、町営住宅問題を取り上げていきたいと思います。



# 財政調整基金を活用して暮らし・福祉に

## 平成 28 年度決算についての意見表明

(府中町議会 第 4 回定例会 2017 年 9 月 20 日)

### ●歳入

第 33 号議案「平成 28 年度府中町歳入歳出決算の認定について」「1. 一般会計歳入歳出決算」に賛成の立場から討論いたします。

歳入についてですが、一般会計の町税の収納率は 4 年連続で向上し 98.4% (県内 23 市町中 2 位)、国保特別会計は 82.4%(同 8 位)。それに伴い収入未済額も年々減少

### ▼平成27年度 主要財政指標

団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	ラスパイレス指数
広島市	0.83	97.4	15.0	223.9	100.3
呉市	0.61	94.7	11.7	99.9	100.6
竹原市	0.62	97.1	7.5	45.2	103.1
三原市	0.60	91.8	8.6	48.7	98.3
尾道市	0.59	91.4	7.7	38.5	101.1
福山市	0.81	87.3	4.7	-	100.9
府中市	0.48	91.1	11.1	91.2	95.6
三次市	0.33	90.3	9.3	49.1	97.3
庄原市	0.26	95.4	16.8	123.4	97.0
大竹市	0.83	94.6	15.7	214.5	98.6
東広島市	0.81	87.2	3.1	-	101.3
廿日市市	0.65	95.4	9.0	64.8	98.1
安芸高田市	0.33	92.4	12.9	95.0	100.8
江田島市	0.33	88.9	7.4	26.5	96.9
<b>府中町</b>	<b>0.86</b>	<b>93.8</b>	<b>10.8</b>	<b>111.1</b>	<b>99.9</b>
海田町	0.80	87.5	11.2	-	96.9
熊野町	0.54	93.0	9.0	8.9	94.5
坂町	0.74	83.8	5.3	-	95.5
安芸太田町	0.21	89.3	10.8	81.5	95.5
北広島町	0.35	89.3	16.7	88.1	97.4
大崎上島町	0.30	85.3	11.7	-	93.5
世羅町	0.32	84.9	9.7	10.5	97.6
神石高原町	0.22	75.3	8.2	-	96.9
平均	0.54	90.3	10.2	83.6	98.2

しています。

収納率を上げようとするばかりに行き過ぎた滞納処分、過酷な取り立てをしている自治体もあり、そういうなかで、一家心中する悲劇が起きています。

当町は、家庭の状況をよく把握し、ていねいに対応していると報告がありました。生活保護などの相談を福祉課にしたり、多重ローンの方には法テラスに行くように助言。生活に応じた対応を心がけ、疾病や離職等により、納付困難な方に対して経済基盤を確立できるよう、関係部署との連携を図っているとのこと。また、差し押さえは明らかに所得や預貯金があり、納付可能にもかかわらず納付がない場合に限っている。町民の暮らしを優先した対応をしていることには敬意を表したいと思います。ぜひ今後ともこのガイドラインに沿った対応をしていただきたい。

不納欠損は一般会計で 1770 万円、380 人、特別会計で 4460 万円、790 人。内訳はいずれも「滞納処分する財産なし」がもっとも多く、ついで「生活困窮者」、「所在不明」の順になっています。所在不明も、多重債務などで住民票を移さず転居している場合が多いそうですので、3つの内訳とも広い意味で生活困窮者といえます。収納率が上がり、不納欠損も減っていますが、貧困によって滞納者が広がっていることに留意する必要があります。

一般会計の決算額は、歳入 203 億 8,404 万円、歳出 197 億 3,871 万円で、実質収支額は 5 億 989 万円の黒字です。実質公債費比率は平成 26 年度が 12.4%、平成

27 年度 10.8%、平成 28 年度 8.8% へ、将来負担比率も 130.4%、111.1%、96.4% と減少させています。

監査委員による「決算の概要及び審査意見（総括）」は、「一般会計の決算額は前年度と比較して、町税が 10 億 5,363 万 3 千円増加している。しかし、依然として財政状況は厳しく、1 を超えるほど財源に余裕があるとされる《財政力指数》は 0.873 であり、比率が低いほど財政構造の弾力性を示す《経常収支比率》は、90%台と依然として高い数値を推移している。この状況は決して良好であるとはいえない」という認識を示しています。

平成 28 年度の数値はまだ出そろっていませんので、平成 27 年の数値で県内市町を比較しますと、財政力指数は府中町が 0.86 なのに対して県平均は 0.54、経常収支比率は府中町が 93.8 に対して県平均は 90.3 です。財政力指数はトップで、経常収支比率は県平均をわずかに上回っているにすぎません（左表）。しかし、それでもなお「良好とはいえない」状態にあると監査報告はいう。県内、ひいては全国の自治体財政が大変だということです。そこには、国全体の税収不足、財源不足という問題があります。平成 28 年度で約 6 兆円、29 年度で 7 兆円の財源不足があるといわれています（総務省「平成 29 年度地方財政計画の概要」）。

税収不足の要因の一つは法人税減税です。消費税導入前の法人税率は 43.3% でしたが今は 23.4% にまで下がっています。景気悪化による税収の落ち込みもあります

が法人三税の税収は消費税が導入された平成元年から29年の累計で280兆円も減っている。

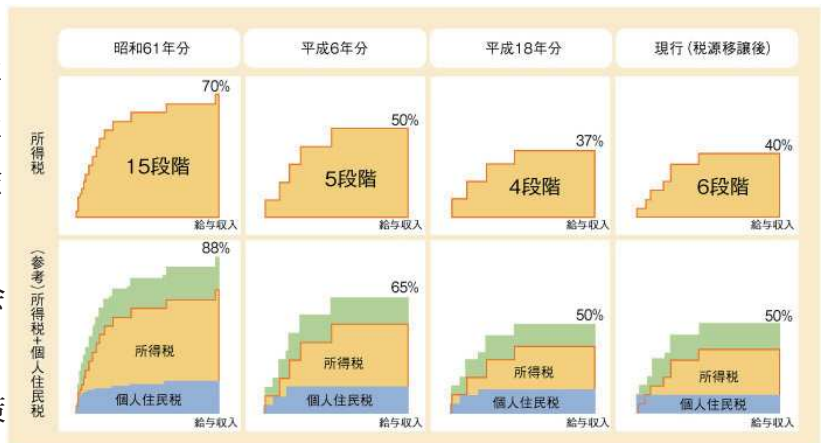
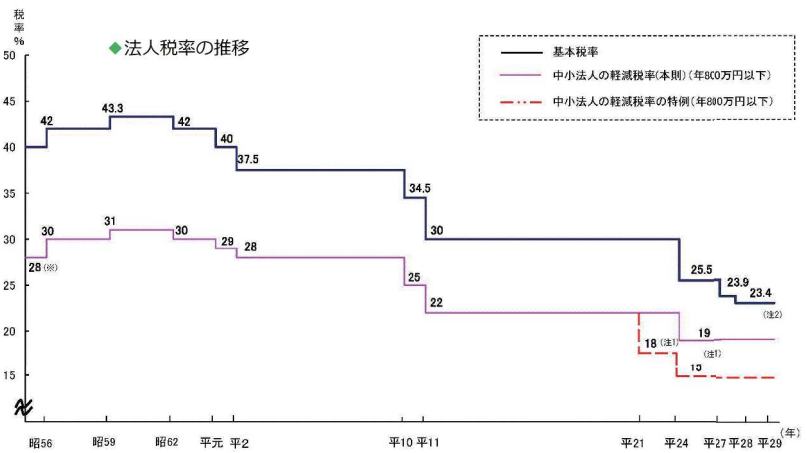
所得税・個人住民税の合計の最高税率は88%から50%まで引き下げられています。低所得者ほど負担の重い消費税ばかりを増税し、大企業、金持ちは減税する。そのことが税収不足の根本にあることを指摘しておきたいと思えます。

議会としても6月に「社会保障、災害対策、環境対策、地域交通対策、人口減少対策など、増大する地方自治体の財政需要を的確に把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保をはかること」をはじめとする4項目の「地方財政の充実・強化を求める意見書」を全会一致で採択しました。今後とも町議会と町が力をあわせて必要な財源を確保するために国に働きかけていくことが大切だと思います。

## ●歳出

つぎに歳出です。

「補助金」については、おおむね妥当だと思いますが、「部活動充実費補助金」(60万円。2つの中学校で30万円ずつ)と「あきふちゅう文化協会補助金」(46万円)は、それぞれ部の数や、協会加入団体数で割れば一つの部、団体への補助はごくわずかでしかありませんので増額が必要と考えま



す。

住宅確保給付金、高齢者住宅整備資金、障害者住宅整備資金、家事・育児の支援訪問、居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費のいずれもが申請がなく「不用額」となりました。宣伝不足や、そもそもニーズがなかったりといった問題があると思えます。制度について広く周知するとともにニーズがないものは、あらたなニーズに応える施策を考えていただきたいと思います。

最後に**財政調整基金**です。

平成27年度の決算に際して、私は「さまざまな不安材料があるなか、行政としては《いざというときのため》、税収のあるときに積み立てておきたいという気持ちもよく分かります。しかし、町民の暮らしは



年々苦しくなり、今まさに《いざ》という状態にあります。15億円の積立金が仮に必要なとしても単年度で積まず、2、3年かけて積んでもよかったのではないかと。積み立てた4億6586万円の1割でも福祉と暮らしを支えるために使うべきだったと考えます」と述べ、今後の予算編成に生かして欲しいと要望いたしました。

しかし、残念ながら28年度において財政調整基金はさらに増え17億3000万円になりました。一般的に、財政調整基金は標準財政規模の10%が適正だといわれています。当町は平成19年度から28年度までの10年間で標準財政規模の10%にあたる額は9億円前後を推移してきました。そして、財政調整基金が標準財政規模の10%を下まわったことは一度もありません。この10年で一番少なかった平成25年度、26年度でも12%です。27年度は16%で15億円、そして28年度は18%で17億3000万円と、適正数値をはるかに上回っています。この9月議会(29年度)の補正予算で基金は1億8000万円取り崩されますが、そのほとんどが過誤納還付金、税金の還付です。暮らしのため

には使われていない。

総務省は今年1月に発した事務連絡「平成29年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」において基金について次のように述べています。

「地方公共団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理・運営に努められたいこと」。

基金を適正に管理・運営し、事業に活用せよ、と総務省は言っているのです。将来の財源不足を心配して財政調整基金を必要以上に積み立てるより、町民のさまざまな願いの実現のために使うべきではないでしょうか。

繰り返します。町民の暮らしは今まさに「いざ」というときであり、基金の一部を取り崩し、町民が切に望んでいる福祉の向上、暮らし応援のためにこそ使うべきです。

今後の予算編成や行政執行において、この点を検討していただくことを今年度決算にあたっても要望し、賛成の討論いたします。





# なんとかしたい！南小のトイレ

第7回総務文教委員会・現地踏査（2017年10月18日）報告1

10月18日、総務文教委員会で現地踏査をしました。①府中南小のトイレの視察、②給食の試食、③府中中央小の学童保育施設の視察、がその内容です。

まず、トイレの視察ですが担当課長から町全体の学校のトイレについて説明がありました。

小学校は、洋式が121、和式が297  
中学校は、洋式が107、和式が20  
洋式化率は 全国が43.3% 広島県が  
52.6% なのに対して府中町は43.8%  
(広島市は29.3%)

[2016年度4月1日現在]

南小は以前から、トイレの臭いについての苦情があり、2016年の夏休みに業者に依頼して本格的な清掃、臭い対策を実施しました。臭いの原因は配水管にあり、配水管の勾配が足りないため、汚水が滞留し、臭いを発生させているそうです。

児童による清掃、PTAによる清掃をしつつ、年一回は専門業者に依頼しています。

## ①体育館のトイレ

まず、驚いたのは体育館の障害者用トイレです。今やアコーディオンカーテンも時代遅れですが、なんとただのカーテン。しかも男子用にしかありません。これでは誰も使わないでしょう。



## ②校舎のトイレ

和式も洋式も、ひどいですね。便座の汚れは拭いても取れません。





視察をしたのが10月ですので、臭いはほとんど気になりませんでした。業者を入れて徹底的に清掃したので、以前ほどの臭いはしないが、梅雨時と夏は臭うそうです。

### ③職員用トイレ

最後に驚いたのは職員用トイレです。なんと男女の仕切りが壁ではなく、簡易な厚さ5、6センチの間仕切り（パーティション）です。校長先生に「先生方は何も言わないのですか？」と聞きました。「私も最初、驚きました」ということ以上は言われませんでした。先生方も嫌でしょうね、きっと。

府中中央小学校の現在の校舎は、1967年に建てられ、全体として老朽化しています。全面改築を含め、早急に対策を講じることが必要です。

「今の1年生が卒業するまでこのまま、ということがないようにしていただきたい」と教育委員会に要望しました。



わが目を疑った職員用トイレ

### ④府中中央小学校のトイレ

府中中央小にも伺いました。2015年に出来たばかりでピカピカ。



南小学校に通う子どもたちがかわいそうでなりません。

全ての学校を一度に建て替えることは難しいでしょうが、学校間の施設の違いが長く放置されないようにしなければなりません。南小のトイレはなんとかしたい。

# とってもおいしい学校給食

## 第7回総務文教委員会・現地踏査（2017年10月18日）報告2

### ●デリバリー方式と

#### センター方式の問題点

府中南小学校でトイレの視察をしたあと、府中中央小学校で学校給食を試食。府中町の学校給食は、自校方式（調理は民間委託）です。

学校給食は、大別して学校内の施設でつくる自校方式、大規模な給食調理施設

で複数校の給食を一括して調理し各校に配達するセンター方式、民間業者のつくる弁当を配達するデリバリー方式の3つがあります。

この3つのなかでもっとも評判が悪いのがデリバリー方式です。まずい、冷たい、異物の混入が多い。

次のような記事を見つけました。

「早く（給食が）なくなってほしいです。人間の食べ物じゃないです」と、中1の男子生徒は切実な表情で訴え、「味がうすい、ないんですよ。まずいから全然食べられない。お腹はすいて授業に集中できないし、部活もあるから本当につらいんです。みんな、お腹すいたって言っています」と、中2の女子生徒はひもじい学校生活を力なく吐露する。

小学校でも中学校でもみんなが大好きなカレーでさえも、「固くなっていたし、野菜も固かった」と、中1の男子生徒は絶望的な表情でダメ出しする。3月まで通っていた小学校の給食がおいしかっただけに、よけいにつらい。

給食がまずい学校として、不名誉な名を全国に轟かせてしまったのは、神奈川県大磯町にある町立大磯中学校と国府中学校。2016年1月から、外部の民間業者に委託するデリバリー方式を採用し、工場で製造した給食を配送して生徒に提供しているが、これがまずいと悪評だらけ。

生徒たちの絶望的な気持ちは数字にも。全国の小中学校の残食率は平均6・9%だが、大磯町の町立中学2校の残食率は約26%。つまり毎日、給食の4分の1が残され、廃棄される。

まずいだけではない。導入当日から髪の毛やビニール片などの異物混入が報告され、大磯町によれば今年7月までに確認されただけで84件。そのうち15件が、業者の工場に混入していたとされる。

保護者からは「給食費を払っているのがバカバカしいですよ」（30代母親）、「育ち盛りだから食べないというのが心配です。容器が臭いって話していましたね」（40代母親）、「お弁当にするか給食にするか選択できる余地があってもいいと思う」（30代母親）など。子どもの身体、健康に直結するだけに関心は高い。（『週刊女性』2017年10月10日号）



デリバリー方式では、食中毒を防ぐため、10℃以下の温度で運ばなければいけないことになっています。これが冷たい原因です。

デリバリー方式は食中毒が発生した場合には、被害が大きくなります。2014年1月にノロウイルスを原因とするデリバリー給食による大規模食中毒が発生しました。デリバリー給食を食べた広島市内の複数の中学校の生徒が、嘔吐、下痢等を発症。弁当製造施設Aで22日(水)に製造したデリバリー給食を食べた市内中学校10校2,229名のうち10校301名(生徒280名、教職員21名)が、発熱、嘔吐、下痢、腹痛等の症状を訴えました。

デリバリー給食は広島市でも大変に評判が悪く、申込み率が年々下がっています。

そういうなかで、デリバリー弁当を申し込みず、弁当も持ってこないという子どもたちがおり、菓子パンを買ったりジュースで済ませているという別の問題もおきています。

センター方式も食中毒が起きたときに被害が大きくなります。右上の表は今年1月に和歌山県で800人がノロウイルスによる食中毒が起きたときの産経新聞の記事(2017.2.28)にあったものですが、これは主なものにすぎません。全国各地のセンター方式給食で食中毒が起きています。

給食を学校に届けるまでに時間がかかり、それが食中毒の原因となります。「週

平成	8年5月	岡山県邑久町(現・瀬戸内市)で小学生ら約470人が病原性大腸菌O157による集団食中毒を発症。児童2人が死亡
	7月	堺市で小学生ら9千人以上がO157による集団食中毒を発症。児童ら4人が死亡(成人後の後遺症も含む)
	18年4月	甲府市の施設で調理された給食を食べた中学生ら約590人がノロウイルスによる集団食中毒を発症
	19年1月	鳥取市の小中学校で児童・生徒ら約860人がノロウイルスによる集団食中毒を発症
	25年2月	秋田県大仙市の小中学校で児童・生徒ら約290人がノロウイルスによる集団食中毒を発症
	26年1月	浜松市の小学校で児童ら約1270人がノロウイルスによる集団食中毒を発症
	28年5月	福井県若狭町の小中学校で児童・生徒ら295人がノロウイルスが原因の集団食中毒を発症
29年1月	和歌山県御坊市で児童・生徒ら約800人がノロウイルスによる集団食中毒を発症	

刊女性」の記事の場合、調理施設がある綾瀬市から学校のある大磯町に行くのに、間には海老名市、厚木市、伊勢原市、平塚市と4市もあるのです。

また、センター方式は同じ食材を大量に一括購入・一括調理するため、国産食材だけでは安定的な調達が難しく、委託業者が利益をだすために、外国産の食材を使うことが多いといわれています。



### ●府中町は自校方式で安全&おいしい

ですから、学校給食はなんといっても自校方式がよく、府中町は町内すべての小中学校で自校方式の給食を提供しています。

この日の献立はじゃこじゃこバーガーに熱く燃えろ！Cスープです。

えっ、じゃこじゃこバーガー？じゃこことバンズ(パン)は意外な取り合わせです。おそろおそろ口にいれる。うまい！合う



じゃありませんか。「熱く燃えろ！Cスープ」は今年度「ひろしま給食100万食」最優秀レシピ賞を受賞。呉市立安浦中学校2年生の松本那々海さんが考案しました。CスープのCは、もちろんカープのCです。

この日の試食には、私たち総務文教委員とともに教育委員会のみなさんと、佐藤町長、岡野副町長も参加されました。

今まで食べたことがありませんでしたので「おいしいらしい」としか言えなかったのですが、これから

は「府中町の給食はおいしい」と胸を張って言うことができます。ちなみに給食代は各自280円を払いました。

### ●給食費の補助を

給食費の単価が2017年の2学期から値上げされました。値上げの理由は材料費の高騰です。小学校が250円から280円へ、中学校が280円から310円へ、それぞれ値上げ額は30円です。給食費は自己負担になっていますので、議会で値上げに反対することができません。就学援助を受ける家庭は給食費が免除になります。6月

議会で値上げに対応するため補正予算を組みました。補正額は小学校が387万円、中学校が361万円です。

学校給食は教育の一環であり、日本国憲法26条が「義務教育は、これを無償とする」とはっきりと述べているわけですから、給食費は無償であるべきです。

「しんぶん赤旗」は独自調査によって、公立小・中学校の給食費（食材費）の保護者負担を全額補助して無償にする市町村が少なくとも83に増えていると伝えました（9月21日付）。しかしながら、無償化し

ているところの多くは、人口が少なく、小中学生も少ない町村がほとんどです。

人口5万2千人の府中町ではどうでしょうか。

試算してみましたところ、府中町は小学生が

約2500人、中学生が約1200人で、完全無償化するためには2億円ほど必要。これを町単独でまかなうのは、なかなか難しいと思われます。しかし、今回値上げをした1食につき30円を町負担で軽減する場合は年間約2100万円となり、十分可能です。さらに20円を追加し1食50円を町が負担すると年間約3500万円です。保護者は1食30円の軽減措置で年間6000円、50円で年間1万円の負担が減ります。自校方式でおいしい給食。しかも負担軽減措置もあるとなれば「子育てしやすい町」が一步前進します。



佐藤信治町長（左）と岡野浩子副町長

# 就学援助制度の充実を

第5回総務文教委員会（2017年7月14日）を終えて

## ●「学習権」を保障するための援助制度

日本国憲法26条は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」としたうえで、「義務教育は、これを無償とする」と述べています。無償とは、一般に「授業料を徴収しない」（教育基本法5条4項）ことだと解されていますが、学校に通うためには、さまざまな費用が必要です。

教育基本法4条1項は「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない」とし、3項で「国及び地方公共団体は、能力があるにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない」と定めています。学校教育法も19条で「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」と述べてい

ます。経済的理由で就学が妨げられてはならない。家が貧困で就学困難な子ども、保護者に対して援助することが教育を受ける権利を保障するために不可欠だということです。すべての子どもたちに教育を受ける権利＝学習する権利を保障するために就学援助制度があります。

## ●就学援助制度の対象

要保護者と準要保護者が就学援助の対象になります。要保護者とは、生活保護を受けている、あるいは保護を必要とする状態にある人です（生活保護法6条）。準要保護者とは、要保護者に準ずる程度に困窮していると市町村教育委員会が認める人です。

ですから、要保護に該当するかどうかは生活保護基準に基づき、全国でほぼ同一の条件で決まりますが、準要保護の対象は市町村によって基準が異なります。府中町は、生活保護基準額の1.2倍の所得額をめやすとしています。この生活保護基準の1.2倍という「めやす」は他の市町と比べてど

■就学援助対象者（準要保護者）の年間総所得額の目安（平成29年度）

世帯人数	2人	3人	4人	5人	6人	7人
総所得額	¥2,000,000	¥2,600,000	¥3,200,000	¥3,700,000	¥4,500,000	¥5,100,000
総収入額	¥3,100,000	¥3,900,000	¥4,600,000	¥5,300,000	¥6,300,000	¥7,000,000

※年間総所得…給与所得者の場合、源泉徴収票の給与所得控除後の金額

※生活保護基準額の1.2倍の所得額で計算



うでしょうか。文科省調査による全国の状況は右の表のとおりです。もっとも多いのが1.21～1.3倍で、626自治体、全体の35.5%を占めます。府中町と同じ1.11～1.2倍は225自治体で12.8%です。11ほどですが1.5倍超というところもあります。

## 平成27年度就学援助制度 (準要保護認定基準の概要)

認定基準の主なもの	H27自治体数 (複数回答)
生活保護法に基づく保護の停止または廃止	1,329 (75.4%)
児童扶養手当の支給	1,294 (73.4%)
市町村民税の非課税	1,291 (73.3%)
生活保護の基準額に一定の計数を掛けたもの	1,260 (71.5%)
市町村民税の減免	1,116 (63.3%)
国民健康保険法の保険料の減免または徴収の猶予	1,085 (61.6%)
国民年金保険料の免除	1,078 (61.2%)

自治体における基準の倍率	H27自治体数
～ 1.1倍以下	206 (11.7%)
～ 1.2倍以下	225 (12.8%)
～ 1.3倍以下	626 (35.5%)
～ 1.4倍以下	26 (1.5%)
～ 1.5倍以下	161 (9.1%)
1.5倍超	11 (0.6%)
その他	5 (0.3%)
計	1,260 (71.5%)

※パーセンテージは、回答市町村数(H27:1,762市町村)に対する割合である。  
※その他は、複数の基準を併用している場合などがある。

広島県内で、府中町と同じように生活保護基準に一定の係数をかける方法で「準要保護」の基準をつくっている自治体は23市町のなかで14市町です。

1.5倍が竹原市、1.3倍が三原市、福山市、東広島市、大崎上島町の4市町、1.25倍が廿日市市、1.2倍が府中町、1.1倍が海田町、熊野町、北広島町となっています。(右表「準保護認定基準」)

### ●どのくらいの人が 就学援助を受けているか

府中町で就学援助を受けているのは、児童生徒あわせて833人で児童生徒に占める割合(援助率)は、約2割です(次ページの表)。援助率の高さは、貧困化が進むことによっても高くなりますが、制度の改善によって就学援助が受けられる層が広がるということによっても高くなる場合があるので単純な比較はできません。

府中町の場合、生活保護基準の1.2倍

### ■準要保護認定基準 (H27年)

	生保基準に対して	その他の基準に対して
広島市		記入なし
呉市		記入なし
竹原市	1.5倍	
三原市	1.3倍	
尾道市		Aの1.3倍
福山市	1.3倍	
府中市		記入なし
三次市		Aの1.3倍
庄原市		Aの1.5倍
大竹市	1.2倍	
東広島市	1.3倍	
廿日市市	1.25倍	
安芸高田市	1.3倍	
江田島市	1.3倍	
府中町	1.2倍	
海田町	1.1倍	
熊野町	1.1倍	
坂町	1.3倍	
安芸太田町		Aの1.3倍
北広島町	1.1倍	
大崎上島町	1.3倍	
世羅町		Aの1.3倍
神石高原町		Aの1.5倍

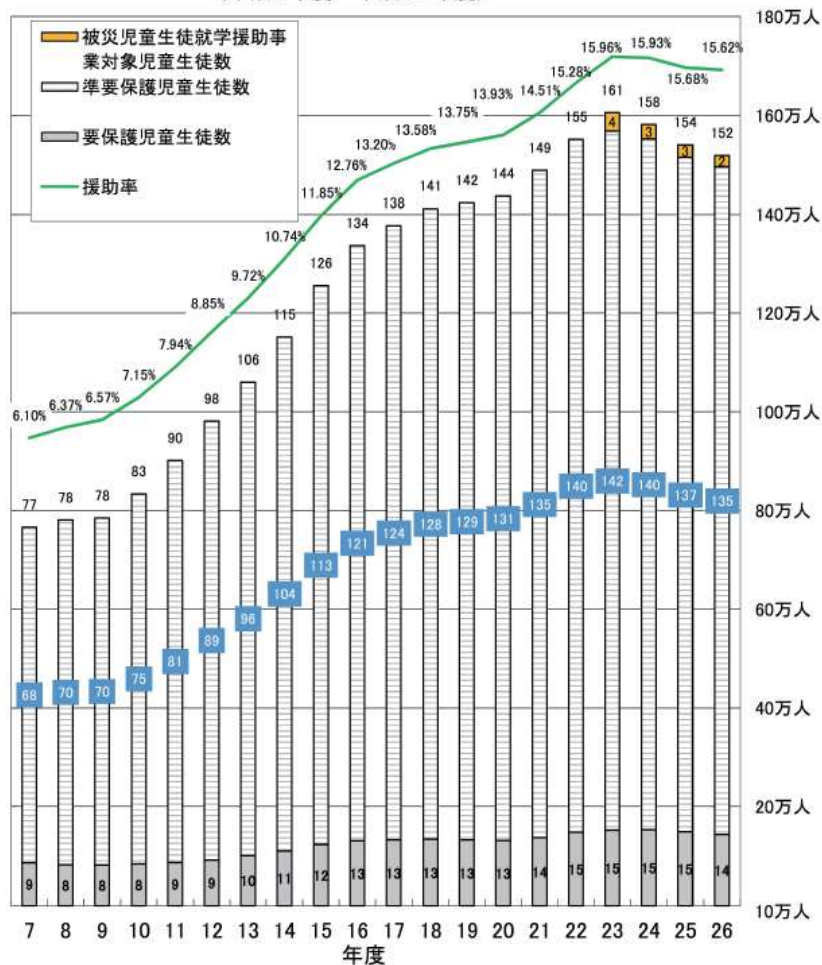
※Aは特別支援教育奨励費の保護基準

文科省「平成27年度就学援助の実施状況」(市町村別実施状況)

■平成28年度就学援助認定者数（府中町）

	要保護（人）	準要保護（人）	計(人)	援助率	児童生徒数（人） (H28.5.1)
小学校	18	507	525	18.6%	2,816
中学校	19	289	308	24.5%	1,255
計	37	796	833	20.5%	4,071

要保護及び準要保護児童生徒数の推移  
 <被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒を含む>  
 (平成7年度～平成26年度)

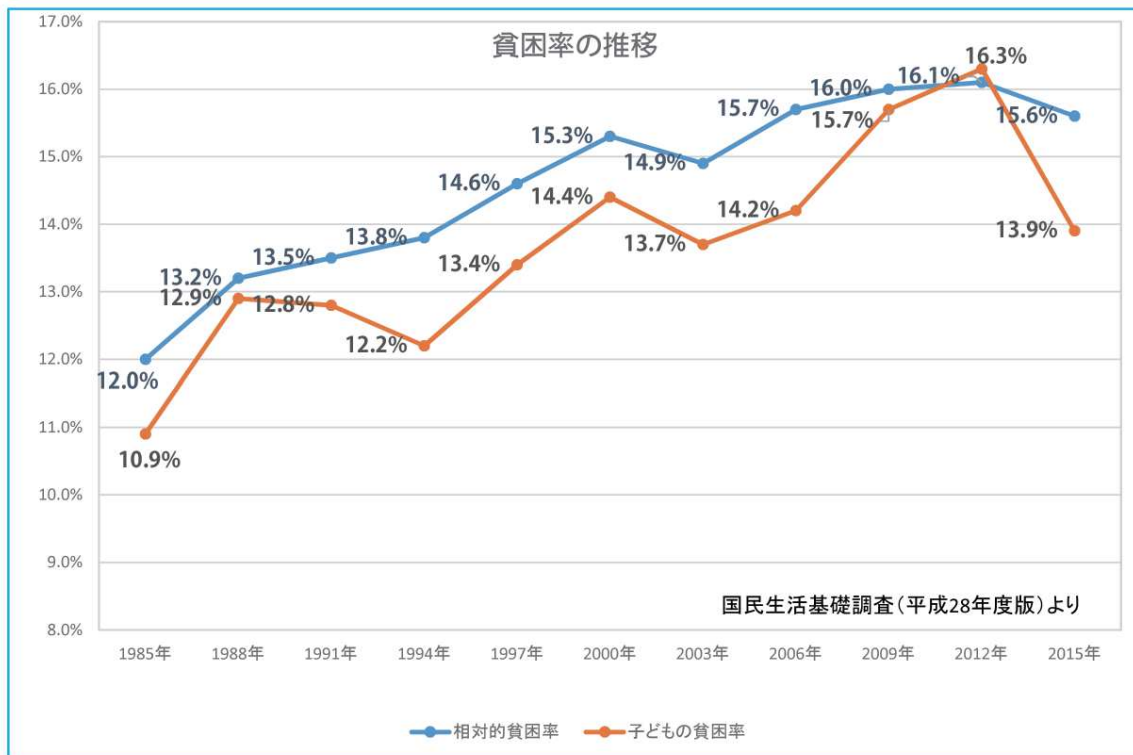


- ※ 要保護児童生徒数：生活保護法に規定する要保護者の数
- ※ 準要保護児童生徒数：要保護児童生徒に準ずるものとして、市町村教育委員会がそれぞれの基準に基づき認定した者の数
- ※ 被災児童生徒就学援助事業対象児童生徒数：東日本大震災により経済的理由から、就学困難と認められた児童生徒数（被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金の対象となった人数）

の収入で児童生徒の2割が就学援助を受けていますが、1.3倍、1.4倍となれば、それだけ援助を受ける児童生徒が増え、援助率が高くなるわけです。

●子どもの貧困と就学援助

上のグラフは全国の要保護および準要保護児童生徒の推移です。平成7（1995）年から平成26（2014）年までの20年間で要保護、準要保護の児童生徒数はともに2倍になっています。要保護者14万人、



準要保護者 135 万人、援助率は 15.6% です。これは「子どもの貧困」の広がり軌を一にしています。

上のグラフは相対的貧困率と子どもの貧困の推移をあらわしたものです。世帯の可処分所得（収入から税金・社会保険料等を除いたいわゆる手取り収入）を世帯人員の平方根で割って調整した所得の中央値（平均ではない）の半分を貧困ラインといいます。平成 24 年と 27 年の貧困ラインは 122 万円で、可処分所得が 122 万円に届かない世帯の割合が相対的貧困率です。

平成 6（1994）年には 12.2% であった子どもの貧困率は平成 24（2012）年には 16.3% になり平成 27（2015）年には 13.9% へ 2.4 ポイントも下がっています。子どもの貧困が一定改善されたと評価するむきもありますが、これは低所得世帯の有業人口が増えた、すなわちワーキングプアが増えたことによるものです。

## ●分かりやすい案内

府中町の就学援助についての案内は、所得の目安などもあり、広島市などとともに分かりやすく、申請書も付いていて、親切なものとなっています。

毎年、全児童・全生徒に学校で配布しますので、申請率の高さにつながっています。

## ●就学援助制度の内容

就学援助の内容は 43 ページの表のとおりですが、以下はその補足です。

学用品費等…通学用品費、宿泊を伴わない校外活動費。

新入学学用品費等…ランドセル、制服など（府中町の場合、小学校は制服がない）。

学校病医療費…学校病とは児童・生徒の多くにみられる疾病または異常の俗称です。トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿痂疹（のうかしん）、中耳炎、慢性副鼻腔炎、



■就学援助の内容（平成29年度 府中町）

区分	学用品費等	新入学	学校給食費	修学旅行費	野外活動費	学校病医療費
		学用品費等			(宿泊を伴う)	
小学校	1年	¥12,990	¥40,600	実費 (保護者負担額)	実費（終了後学校が決定した 1人当たりの経費	実費
	2～6年	¥15,220				
中学校	1年	¥24,590	¥47,400			
	2・3年	¥26,820				

アデノイド、むし歯、寄生虫病です。アレルギー性は含まれません。これらは学校保健安全法施行令によって定められているものです。要保護者は医療費の全額、準要保護者は3割が支給されます。

要保護の補助対象には、クラブ活動費、生徒会費、PTA会費があります。準要保護で、これらに補助をしている市町村はク

ラブ活動費と生徒会費については全国で約2割、PTA会費は約25%となっています（平成27年度文科省調査）。これら3費目への助成のあるところは「大変助



かっている」という声があるそうで、府中町でも助成を検討する必要があるのではないのでしょうか。と同時に府中町では、遠征費などクラブ活動そのものへの助成を各学校に対して行っていることは評価され、一般施策としての拡充も期待されます（中学校：選手派遣等補助金300万円、部活動充実費補助金60万円。H29年度予算）。

●入学準備金支給の時期

小学校ではランドセル、中学校では制服など入学の際には多額の費用が必要です。

就学援助制度には、新入学学用品費購入のための「入学準備金」があります。府中町の支給時期は5月です。しかし、購入は入学前にしなければなりません。いま全国で3月支給が広がっています。

総務文教委員会で尋ねたところ、①いままで前年度所得で計算してきたが、3月に支給する場合前々年度の所得となり、変

動した場合の対応、②3月に支給し転居した場合の対応などが検討課題になっている、ということでした。

その場では、「すでに実施している

自治体があるのだから研究検討して3月支給できるように」と要望しました。

東京都八王子市などは、①については入学準備金についてのみ前々年度基準で支給し、それ以外の就学援助金は前年度（従前通り）で支給。②については「平成30年2月1日以降にご転出をされましても、新入学準備金の返金は求めませんが、ご転出先自治体には本市で新入学準備金の入学前支給を行った旨を通知いたします」という形で対応しています。

## ● 準要保護への国の助成はない

今回の報告で驚いたのは要保護家庭については国の助成があるが、準要保護はすべて自治体の負担になっていることです。平成 29 年度予算で要保護、準要保護をあわせて就学援助は 7450 万円です（小中学

校）。しかし、そのうち国の負担は要保護のみ、わずか 110 万円なのです。これだけ子どもの貧困が広がっているなか、自治体任せではダメで準要保護家庭への支給について国は負担をすべきです。

## 就学援助 入学準備金（中学校）の 3月支給が決まりました



2017年12月18日、第5回町議会において教育部長が「中学校入学生は3月に支給する。小学校は次年度から実施できるように準備する」と答弁。そのさい、「総務文教委員会で、二見議員ほか多くの議員からご指摘やご要望がありました」と紹介してくれました。

もちろん私一人の成果ではありません。この問題を広島県内の共産党地方議員で論議したこと、『議会と自治体』（2017年5月号）で就学援助について到達点を手際よく紹介してくれた、執筆当時は国会議員団秘書で今は川崎市議候補として奮闘中の後藤まさみさん、八王子方式を教えてくれた山口正孝・日本共産党地方議員相談室長。そして府中町議会事務局のみなさんもバックアップしてくれました。

就学援助の3月支給実現は、2017年で一番うれしいできごとです。議員になってよかったとつくづく思いました。

《編集後記》2017年もあつという間に過ぎ去りました。9月議会・12月議会を中心に、2017年後半の府中町議会での活動をまとめています。全体として実りある一年であったと思います。ただ、衆議院選挙は残念な結果となり、府中町鹿籠（こごもり）在住の大平よしのぶさんの再選をかちとれなかったのは悔しい限り。捲土重来を期し2018年は新たな前進のための「仕込み」の年にしたい。今年もよろしくお願ひします。

府中町議会議員 **二見伸吾**（ふたみしんご）

■ 735-0005 広島県安芸郡府中町宮の町 2-2-27-102

■ 携帯電話 080-6750-5432

■ 公式ホームページ futamishingo.com

■ 郵便振替口座 01300-6-91775 加入者名 二見伸吾

